

総務常任委員会会議録			
日 時	令和7年 9月17日 (水)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時49分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	松岩委員長、小池副委員長、白川・松井・佐々木各委員		
説明員	総務・総合政策・財政・教育各部長、消防長、 選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、白川委員、松井委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「令和6年度における小樽市職員倫理条例の運用状況について」

「小樽市職員カスタマーハラスメント対策基本方針（原案）に係るパブリックコメント手続の実施について」

○（総務）栗山主幹

小樽市職員倫理条例第24条の規定に基づき、令和6年度における同条例の運用状況について御報告させていただきます。

まず、同条例第14条の規定に基づく職員からの公益通報につきましては、令和6年度におきましては、該当はございませんでした。

次に、同条例第22条の規定に基づく市民からの公益目的通報につきましては、令和6年度に受付をしたものが1件ございました。通報の概要は、薬局の法令違反があるにもかかわらず、業務停止処分を行わないなど、保健所の対応ないし判断が不適正であるというものでした。

これについて、小樽市コンプライアンス委員会で審議した結果、通報内容における行政指導や行政処分を行うかについての判断は、保健所に裁量権があるためコンプライアンス委員会による調査の対象外であるという結論になりました。

次に、同条例第12条の規定に基づく不当要求行為等報告につきましては、令和6年度におきましては、該当はございませんでした。

次に、同条例第6条に規定されている職員研修の実施につきましては、令和6年度は合計で64件の研修を実施し、延べ1,219人が受講しました。そのうち、コンプライアンス、公務員倫理、地方公務員法及びリスクマネジメントに関する研修につきましては7件実施し、延べ226人が受講しました。

引き続き、小樽市職員カスタマーハラスメント対策基本方針（原案）に係るパブリックコメント手続の実施について御報告させていただきます。

まず、「1 策定の背景」ですが、カスタマーハラスメントが社会問題となっており、自治体や企業において、カスタマーハラスメント対策基本方針を策定して公表するところが増え、道内人口上位10市の中では、札幌市、函館市、千歳市の3市が策定して公表しております。

また、北海道カスタマーハラスメント防止条例が本年4月1日から施行され、事業者の責務として、カスタマーハラスメント防止に係る取組を主体的に行うことが定められたほか、労働施策総合推進法の一部改正法が令和7年6月11日に公布され、公布の日から1年6月以内の政令で定める日から、国によるカスタマーハラスメント対策に関する指針の策定や事業主への雇用管理上必要な措置の実施の義務づけなどが施行されます。

これらの状況を踏まえ、本市においても、市民への啓発や職員の安心感の醸成などに寄与することを目的として、小樽市職員カスタマーハラスメント対策基本方針を策定するものでございます。

次に、「2 これまでの策定経過」ですが、7月に庁内組織であるコンプライアンス推進会議で審議を行い、8月に外部有識者で構成する附属機関である小樽市コンプライアンス委員会で審議を行いました。

次に、「3 パブリックコメント手続実施期間」ですが、令和7年10月1日から同月30日までを予定しております。

次に、「4 パブリックコメント手続実施後の予定」ですが、11月にパブリックコメントに対する市の考え方の決

定及び基本方針の策定を行い、12月に市議会第4回定例会総務常任委員会で、パブリックコメント手続実施結果及び基本方針策定について報告し、1月から施行することを予定しております。

施行に際しては、市ホームページへの掲載等により周知を行うとともに、国のカスタマーハラスメント防止ポスターを庁内に掲示したいと考えております。

次に、「5 基本方針（原案）」ですが、2ページ目の別紙が原案となっております。

まず、「1 基本的な考え方」を示していきまして、前提として、市民等からの御意見や御要望に対しては、引き続き、丁寧かつ真摯に対応していくことを示した上で、一方で、カスタマーハラスメントは、職員の就業環境を害するだけでなく、通常業務への支障や他の利用者へのサービス低下を招くため、これに対しては、組織として毅然とした対応をしていくことを示しています。

次に、「2 カスタマーハラスメントの定義及び該当する行為の例」を示していきまして、「(1) カスタマーハラスメントの定義」を行政サービスの利用者等の言動・要求のうち、業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えるものであり、職員の就業環境を害するものとしています。これは、改正後の労働施策総合推進法の定義に倣ったものとなっております。

「(2) カスタマーハラスメントに該当する行為の例」としては、要求内容が妥当性を欠くものと、要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なもの二つに分類した上で具体例を示しています。この分類と具体例につきましても、厚生労働省のカスタマーハラスメント対策企業マニュアルや、北海道のカスタマーハラスメント防止条例に係る指針などに倣ったものとなっております。

最後に、「3 カスタマーハラスメントへの対応」として、組織全体で対応することとし、毅然とした態度で臨み、状況に応じて警告、対応の中止、退去命令、警察への通報、弁護士への相談による法的な対応などを実施することを示しています。

○委員長

「通年輕装（ナチュラル・ビズ・スタイル）の試行について」

○（総務）職員課長

通年輕装（ナチュラル・ビズ・スタイル）の試行について御報告いたします。

「1 概要」ですが、本市ではこれまで、夏季に執務室内の温度が上昇し執務環境が悪化することから、業務効率の低下を防ぐことを目的としまして、平成16年以降、夏季期間における服装の軽装化を励行しており、本年度は5月1日から9月30日までの期間で実施しておりますが、近年、国の機関や北海道などの自治体のほか、民間企業においても、年間を通して働きやすい服装で勤務する動きが広がっており、本市においても、人材育成基本方針に掲げる職場環境整備のための取組の一環として、通年輕装（ナチュラル・ビズ・スタイル）の試行を実施するものであります。

「2 試行期間」ですが、9月30日までの夏季軽装期間に引き続きまして、令和7年10月1日から令和8年3月31日までを予定しております。

「3 今後について」ですが、これまでの夏季軽装と同様、通年輕装におきましても公務にふさわしい服装が保たれることが前提ですので、若手職員の意見を聞きながら、避けるべき服装の例や、ふさわしい服装や着こなしのイメージを現在整理しているところでありまして、そのイメージを職員に示し、職員が各自で判断しながら、公務にふさわしく、かつ働きやすい服装で勤務をすることといたします。

試行期間における市民の皆様への反応や御意見なども踏まえながら、特段問題がないようであれば、令和8年4月1日から通年輕装を正式に導入したいと考えております。

○委員長

「令和7年度行政評価について」

「次期「小樽市強靱化計画」の策定について」

「次期「小樽市過疎地域持続的発展市町村計画」(原案)について」

○(総合政策) 企画政策室島谷主幹

令和7年度行政評価について御報告いたします。

「1 これまでの課題」ですが、指標の推移を軸にした評価の限界、評価に係る業務量に見合った実効性の確保などがありました。

「2 令和7年度行政評価の目的」ですが、「(1) 効果的・効率的な施策推進」として、PDCAサイクルの確立、継続的な自己改善、職員の意識醸成など、「(2) 市民との市政の情報共有」として、施策の進捗等の情報を市民と共有することなどとしています。

「3 令和7年度行政評価の考え方」ですが、シンプルで実効性のある行政評価を目指し、行政評価の役割は、施策全体を俯瞰して、より効果的・効率的な事業構成を考える最適化ツールとします。簡易な事業評価+施策評価とし、事業評価は評価対象を絞ります。指標の推移は評価材料の一つと位置付け、個別事業の有効性や効率性などと併せて多角的に評価し、今後の事業展開などへの反映に努めます。今年度は試行的に実施し、評価方法の課題把握と改善を図ります。

「4 スケジュール(予定)」につきましては10月に評価を実施し、第4回定例会で評価結果を報告、公表する予定です。

次に、次期小樽市強靱化計画の策定について御報告いたします。

小樽市強靱化計画につきましては、次期計画の策定を行うこととし、本年第2回定例会において、計画原案について報告しております。原案では、能登半島地震や避難所の災害関連死なども踏まえた記載や、リスクシナリオ、カテゴリー分類の変更など、北海道強靱化計画の改定に合わせた修正や小樽市総合計画の中間見直しを反映したほか時点修正等を行いました。

また、北海道から日本海沿岸における地震・津波被害想定が公表されたことから、被害想定などの一部記載を修正し、パブリックコメントの意見も踏まえ、令和7年9月からおおむね5年間の計画期間とする小樽市強靱化計画を策定いたしました。

なお、策定した計画及びパブリックコメントの意見への対応等につきましては、資料に記載のとおりです。

次に、次期小樽市過疎地域持続的発展市町村計画(原案)について御報告いたします。

小樽市過疎地域持続的発展市町村計画は、現行計画が令和3年度から令和7年度までの計画期間であるため、次期計画の策定作業を進め、本年8月に庁内の策定会議において原案を作成しました。

現行計画からの変更点としては、小樽市総合計画の中間見直しを反映したほか、掲載事業の加除など時点修正を中心とした変更を行っております。

今後は、10月に本計画(原案)についてパブリックコメントを実施し、意見なども踏まえ、北海道との協議を経て計画(案)を策定し、令和8年第1回定例会に議案を提出する予定です。

なお、計画の原案、新旧対照表につきましては、資料に記載のとおりです。

○委員長

「小樽市公共施設長寿命化計画第1期計画期間前半(令和3～7年度)の実施状況について」

○(財政) 藤本主幹

小樽市公共施設長寿命化計画第1期計画前半(令和3～7年度)の実施状況について御報告いたします。

資料の1項目目の「1 小樽市公共施設長寿命化計画」は、本市の公共施設について、再編施設の整備時期や、単独で残す施設の改修内容及び改修時期、予防保全型の維持管理方針などを定め、対策費用の平準化を図り、計画的な対策実施により建物の性能や安全性を維持していくことを目的として、令和3年2月に策定したものです。

本計画の推進に当たっては、計画期間である38年間で4期に区分し、各期単位での計画の見直しを行うほか、期間内であっても社会情勢や財政状況等の変化に応じた見直しをおおむね5年サイクルで実施することとしております。

令和7年度に計画策定後5年を経過することから、この度、第1期計画前半（令和3～7年度）までの実施状況を取りまとめましたので報告いたします。

次に、「2 年度別事業実績（令和3～7年度）」について、こちらは、建替え、長寿命化改修、改修、除却の四つの整備方針について、上段に計画に掲載されている事業費を、下段に事業費の実績額を整理し、さらに令和3年度から7年度の5年間の計画値と実績値の比較、実施状況の評価を記載しているものであります。5年間における計画値16億2,400万円に対しまして、実績値は36億5,200万円と20億2,800万円の増という結果になっております。なお、実績値36億5,200万円のうち、予定していた改修等にかかった費用は10億8,300万円で、5年間における計画値16億2,400万円に対する実績値の割合で言いますと66.5%ということになります。

計画と実績に差が生じた要因につきましては、四つに整理しております。

一つ目は、改修に当たって整理すべき新たな課題等が見つかり、予定どおりの整備時期に実施することを見送る施設があったということ。

二つ目は、設備等の老朽度、緊急度が高まり、計画以外に優先して改修する必要が生じた施設があったこと。

三つ目は、気候変動に伴う暑さ対策として、計画以外に空調設備を進める必要が生じたこと。

四つ目は、計画策定後に整備方針が決定した施設があったことです。

なお、施設ごとの年度別事業実績詳細につきましては、3ページ目にまとめてありますので、後ほど御覧いただければと思います。

次に、第1期計画前半の5年間に予定していた改修等を実施しなかった施設は9施設でございまして、表に整理してございます。一番左側の列は、先ほど説明いたしました四つの要因の番号を記載しております。

次に、第1期計画前半（R3～7）に予定していた以外の整備を実施していた主な施設ということで、6施設を挙げてございまして、こちら一番左側の列には四つの要因を整理して示しております。

最後に、「3 今後の取組」についてですが、ただいま説明した第1期計画前半における施設整備の進捗や各施設の現状を踏まえ、令和7年度中に第1期計画後半（令和8年度～）の整備方針の見直しの検討を進めていく予定です。

○委員長

「小樽市新総合体育館整備事業について」

○（教育）木村主幹

小樽市新総合体育館整備事業について、5月の入札中止を受け、事業者へのアンケート調査やヒアリングを実施し、市教委としての検証結果を取りまとめましたので報告いたします。

初めに、「1. これまでの経緯」ですが、下表は小樽市総合体育館長寿命化計画の策定から現在に至るまでの主な経緯になります。

事業費を中心に説明いたしますが、令和4年2月に小樽市総合体育館長寿命化計画を策定し、このときに初めて事業費を算出いたしました。概算事業費は本体工事のみで税込み57億7,000万円と試算しました。

その1年後の令和5年2月に小樽市新総合体育館基本構想を策定し、概算事業費は70億6,800万円と約13億円の増額となりました。

さらにその1年後の令和6年2月に、小樽市新総合体育館基本計画を策定し、このときに本体以外の工事を初めて算定し、これらを含めた全体事業費は93億8,400万円となり、本体工事としては約6億円の増額となりました。

その後、令和7年1月に入札公告し、予定価格を税込み91億6,700万円としたものです。

次に、「2. 関係事業者へのアンケート及びヒアリング調査」の「調査目的」ですが、事業者との対話を通じて事業内容等を見直すことにより、実現性のある公募条件等を把握することを目的に実施したものであります。

次に、「アンケート調査概要」についてですが、調査期間は6月2日から13日までとし、調査内容は右のページに調査票をつけておりますが、前段で参加表明に至らなかった理由を聞いた上で、その具体的な内容を回答いただく形式としています。

調査対象は、基本計画策定時の市場調査に協力いただいた大手ゼネコン等の9社と、公募段階で説明会の参加や質疑等のあった6社の合計15社を対象とし、調査方法は電子メールにて実施し、参画予定企業には後日面談によるヒアリングも実施しております。アンケートの回答結果は、15社中13社より回答がありました。

次に、「調査結果の概要」についてです。集計に当たっては、データの偏りを避けるため、「参画予定企業」と「その他企業」に分けて集計を行っています。以下、調査結果の一部を抜粋しています。なお、調査結果を受けて、市教委としての考察を右欄に記述しております。

まず、「参加表明に至らなかった理由」ですが、参画予定企業からは、事業費が不足するといった意見が5社からあり、その他企業からは、他事業の影響が5社、参加資格要件が満たせないあるいは実施体制が組めないといった業者が4社、事業費が不足するといった業者が3社であり、考察の部分になりますが、最も多かったのが他事業の影響で、中には具体的に「着工時期が令和11年度以降でない」と検討が困難」といった回答がありました。現状、ゼネコン各社は体制の確保が困難なため新規事業への参入を控えている状況で、こうした状況から、本事業への参加検討が行われなかったことが考えられます。

次に、「1) 事業費」については、考察の部分で説明いたしますが、建設費については、参画予定企業からは平方メートル当たり91万円から115万円、その他企業からは平方メートル当たり90万円から110万円といった数値が具体的に示されました。本事業の予定価格に用いた平方メートル当たりの建築単価が77万4,000円であったことから、事業費に乖離が見られました。

今回、本市では信頼性を重視し、国土交通省が公表する公的指数である建設工事費デフレーターを用いて、時点補正し単価設定をしており、公的指数と実際の市場価格に乖離が生じているといったことが考えられます。

また、三つ目の点の部分になりますが、その他企業からも設備費が高騰している、あるいは設備業者がつかまらないなどといった同様な意見があり、サブコンとは設備業者のことですけれども、選別受注の傾向が見られるといった状況となっております。

次に、「3) 参加資格要件、実施体制」についてですが、参画予定企業からは「特に問題ない」との意見でありましたが、その他企業からは、資格要件・実績については「他事業との兼ね合いから人員確保ができない」との意見が多くあり、また「地元企業数に限りがあるため確保が難しい」との回答が見られました。

次に、「8) 大型建設事業の影響」については、参画予定企業からは、全企業が影響を認める回答であり、特に、建設費の高騰、人材不足による影響を強く感じているとの結果でありました。また、その他企業からは、7社中6社が影響を認める回答であり、人材不足により「資材・労務を道内のみではまかなえず、道外調達による経費・輸送コストの増加がみられる」あるいは「サブコンに関しては、まったく手配できない」との回答もありました。

次に、アドバイザリー契約を結ぶコンサルタント会社による検証について説明いたします。

本事業は、入札準備から契約締結に至るまで、委託業者であります株式会社建設技術研究所の支援を受けて実施しており、入札予定価格の基となる事業費についても、同社の助言の下、積算しております。今回、市と事業者の事業費の乖離が、入札中止の原因の一つとなっているため、同社に対して、この度の事業費の妥当性について検証を依頼したものであります。

【検証結果Ⅰ】事業費の積算についてです。事業者からは、アンケート・ヒアリングでは、本体工事費が乖離要因と考えられておりますが、その算定方法は、近年建設された他都市の事例、平方メートル単価の中から、本市の

計画に近い仕様ものを選択し、年度補正や地域補正を行い、工事費単価を設定し、これに基本計画で設定した計画面積を乗じて算定しております。

各費目の総計は、下から4行目のとおり税込み92億500万円となり、下から三つ目ですが、これに積算時点から入札公告までの物価変動分を加算するとともに、DB方式による削減効果額を見込んで、予定価格として91億6,700万円と設定したものであります。

次に、【検証結果Ⅱ】他都市の事業費からの検証についてです。他都市で近年整備された自治体の体育館の工事費について、下表のとおり整理しております。表の網かけした自治体は本市より低い単価となっており、事例とした8市町の平均値は、下から2行目に記載のとおり、平方メートル当たり67万円であり、一番下に記載した本市の総合体育館の67万3,000円と同等の単価となっております。

次に、【検証結果Ⅲ】まとめです。「1. 事業者への意向確認結果」では、参画予定事業者へのヒアリング調査では、事業費が見合っていないことが要因との意見が多く、予定価格とは5割程度乖離があるとの意見があり、その要因は、道内他事業の影響や本施設の特異性から設備面の比率が大きく、設備工事の高騰の影響を大きく受けているといった点が挙げられます。

次に、「2. まとめ」になりますが、事業費の設定については、他都市の事例や公表単価、見積等を基に建設工事費デフレーターや建築費指数などの公的指数等を用いて時点補正等を行った上で設定しており、設定方法自体は妥当であったと考えております。ただし、昨今の物価高騰や道内の建設市場の繁忙状況等、特に設備工事等の影響が十分に公的指数等に反映されておらず、実際の市場価格と乖離が生じている可能性があるとしております。

次に、ただいま説明した事業者からの報告書の提出を受けまして、市教委で同社へヒアリングをした事項を抜粋して下表にまとめております。

一つ目、事業費の算定方法が一般的だったかどうかについては、他都市でもほとんど本市と同様な算定方法であるとのことでありました。

二つ目の建設費が高騰している状況下では、過去の事例からの算出では難しかったのではないかと問いには、本市と同様な積算方法で事業費を算出した他の自治体でも契約に至っているもので、一概に支障があったとは言えないといったことでありました。

また、三つ目の今回の不調要因を改めてお聞きしましたが、公的指数と実勢価格との乖離があったと考えられ、加えて、競争性が働かなかったこと、サブコンの人手不足や、国策である半導体工場のラピダス株式会社などにより調達コストが上がり、結果として事業費が上がり上がったことが、大きな乖離を生じた要因ではないかと考えているといったことでありました。

五つ目の、最初から道内の大型建設事業の影響等を加味できなかったのかということにつきましては、不調後は別ではありますが、弊社では、信頼性の観点から最初から公的指数以外のものを使用して、事業費を算定する方法はリスクが大きく、これまでも採用していないとのことでありました。

最後に、「4. 入札中止に至った検証結果」についてですが、ただいま御説明したアンケート調査や、コンサル担当会社による検証結果を踏まえまして、市教委として取りまとめたものになります。

最後の「まとめ」の部分を説明いたしますが、今回、入札が中止となった主な理由は、公的な価格指標と実際の市場価格との間に乖離があったこと。二つ目、大型建設事業の影響により道内の建設費が高騰していること。三つ目、ゼネコン各社が多忙であることや、参加資格要件が厳しかったことによる競争力の低下といったことが主な理由であったと結論をつけました。

今後につきましては、今回実施したアンケート調査などで寄せられた意見も参考にしながら、これらの課題を一つ一つ整理し、対応策を検討していくこととしたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第18号について」

「議案第19号について」

○（総務）職員課長

議案第18号及び議案第19号について御説明いたします。

まず、議案第18号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、妊娠・出産等についての申出をした職員や3歳に満たない子を養育する職員に対し、休暇や短時間勤務など、仕事と育児の両立を支援する制度に関する情報提供、その制度の利用に係る意向確認などの措置を講じるものであります。

なお、施行期日は令和7年10月1日としております。

次に、議案第19号小樽市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、国家公務員に準じ、1日2時間を超えない範囲で取得できる現行の部分休業の取得要件を緩和するとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により新たに設けられた、1年につき条例で定める時間の範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について取得できる部分休業に関して、職員が1年につき請求できる上限時間などの条例への委任事項について定めるほか、文言整理など所要の改正を行うために、小樽市職員の育児休業等に関する条例、小樽市水道事業等企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、以上三つの条例を一部改正するものでございます。

なお、施行期日は令和7年10月1日としております。

○委員長

「議案第23号について」

○（教育）生涯スポーツ課長

議案第23号工事請負変更契約について御説明いたします。

手宮公園競技場トラック等改修工事におきまして、本工事施工に当たり、令和7年3月から適用される公共工事設計労務単価の決定に伴う工事に係る特例措置に基づき、請負業者より協議の請求があったため、新労務単価を適用した請負代金額に変更するとともに、運搬処理工に増工が生じたことに伴い2億1,175万円から2億1,297万1,000円とする工事請負変更契約を契約の相手方であります阿部・都市開発共同企業体と締結するものであります。

○委員長

「議案第26号について」

○（消防）総務課長

議案第26号損害賠償額の決定について御説明いたします。

令和6年10月6日に、小樽市張碓町29番3付近の国道5号上で発生した消防本部の救助工作車による道路設置物の損傷事故に係る損害賠償となり、賠償額は照明灯の修理に要した569万560円、賠償先は北海道開発局小樽開発建設部小樽道路事務所であります。

なお、照明灯の修理は令和7年6月27日に完了し、同年8月8日に完了報告がありました。

○委員長

「議案第27号について」

○松井委員

提出者を代表して、議案第27号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

アメリカが広島と長崎に原爆を投下してから80年。被爆者の高齢化が進む中、若い人が被爆者から言葉と願いを

聞き取り、原爆の恐ろしさを語り継ぐ活動が草の根で広がっていることは希望です。被爆者の長年の運動と国際世論によって核兵器禁止条約が発効して73か国が批准、94か国が署名し、国際法としての存在感を高めています。

一方、世界では、核抑止を安全保障戦略の柱に据える動きが拡大し、唯一の戦争被爆国である日本の政府もアメリカの核の傘に依存しています。日本の政府は核抑止論から決別し、核兵器廃絶の先頭に立つべきです。それを後押しするためにも、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こしていくことが必要です。

小樽市は、1982年に核兵器廃絶平和都市宣言を行いました。小樽港の軍事利用、核兵器の持込みを許さず、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるためにも、今、本条例案の制定が求められます。

以上、皆さんの賛同をお願いいたしまして、提案説明といたします。

○委員長

説明員の退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員退室)

○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、みらい、公明党、立憲・市民連合、共産党の順といたします。

この際、委員として質問いたしますので、暫時、副委員長と交代いたします。

○副委員長

それでは、暫時委員長の職務を行います。

自民党。

○松岩委員

◎小樽市新総合体育館について

小樽市新総合体育館整備事業について質問します。

今回の整備事業入札不調について、今定例会で調査結果が示されました。

本事業は、参加者不在での入札中止となりましたが、中止となった要因等について、民間事業者から意見を求め、対話を通じた事業内容等を見直すことにより、実現性のある公募条件等を把握することを目的にアンケート調査をされたということです。

個人的な感想なのですが、今定例会でこの件に質問で触れられたのは、恐らく立憲・市民連合の高橋龍議員の代表質問の1問だけであったと記憶してしまっていて、ほかの会派の方や議員の方も質問されないのかというのが非常に疑問だったのです。個人的にはやはり将来の世代に大きな負担となる可能性がある施設の議論ですので、しっかりと質問していきたいと思えます。

まず、アンケートの集計に当たりまして、参画予定企業とその他企業と分けて集計を行っているのですが、なぜこのようにしているのか、お聞かせください。

○（教育）近藤主幹

アンケートの対象としましては、今回の本事業の参画予定企業と、以前から本市のアンケート等に協力していたが今回は本事業についての参加は予定していなかったスーパーゼネコン等のその他企業の2種類の企業にアンケートを実施しています。参画予定企業につきましては、同じグループに属している可能性があり、回答も重複する可能性がございます。

そういった意味で、参画予定企業とその他企業を混ぜてしまうと、集計データに偏りが生じるおそれがあることもございまして、今回、参画予定企業とその他企業とを分けて集計してございます。

○松岩委員

市民の方もユーチューブの中継を御覧になっていますので、まず、今回の入札の仕組みを簡単に御説明いただいた上で、入札参加表明に至らなかった理由として、事業費の不足が多く挙げられているのですが、この回答数が全体に対してどのぐらいの割合かをお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

まず、入札の仕組みを簡単に御説明しますと、今回、本事業につきましては、総合評価一般競争入札という形を取っております。実際には、令和7年1月に入札の公告を行い、5月に参加表明を締め切り、そして7月に提案書の提出と開札を行い、翌月8月に事業者のプレゼン、9月に落札者を決定し、11月には仮契約を結んで、12月の議会において議決いただいて本契約を結ぶという流れを予定しておりましたが、実際には5月の参加表明の際に参加いただく事業者がいなかったことで中止に至りました。

次に、アンケートで事業費が不足すると回答した企業の割合でございます。参加を予定していた企業につきましては6社中5社からそのような答えをいただいています。その他企業につきましては、7社中3社から事業費が足りないといったお答えをいただいております。

○松岩委員

入札予定価格が91億6,700万円の入札公告だったのですが、要はこれよりも下の金額でやってくれる人を募集しているという理解でよろしいですか。

○（教育）近藤主幹

委員のおっしゃるとおりでございます。

○松岩委員

資料の「1. これまでの経緯」に書いていますけれども、令和4年2月に、小樽市総合体育館長寿命化計画を策定し、この頃は税込みの本体工事のみの概算事業費で57.7億円という試算になっています。これが最終的には、令和7年1月の入札予定価格が91.67億円で入札公告になりました。市民からすると、雪だるま式に予算が膨れ上がって既に1.6倍になっていると、非常に見通しが甘いのではないかという意見があります。

今回入札が通らなかったということ以前に、そもそもなぜこの3年間でここまで予算が増えてしまったのかお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

建設費の上昇の理由でございますが、一つは先ほどの報告でもあったとおり、昨今の建設費の異常な高騰が大きな原因になってございます。もう一つの要因は、高騰という意味ではないのですが、元の概算事業費には、本体の建設費用しか入ってございませでした。それが基本構想から計画に移る段階で、外構や解体費といったもともと積んでいなかった本体価格以外の部分を積んだ結果、最終的には1.6倍といった数字になったと考えてございます。

○松岩委員

過去の話なので、今言っても仕方ない部分はありますけれども、57.7億円の本体工事のみで、翌年には70億6,800万円の本体工事のみという形で上がっていて、令和6年から本体以外の工事費が17億2,500万円とくっついてきているのです。最初に57.7億円という数字が出ている段階で、市民からすると、このぐらいの金額でできるのかと思ったところ、結果的に約91億円というところで少し違和感の声が届いているのかと思います。

事業費の回答結果を踏まえた市教委の考察が五つございまして、まず、一つ目を読み上げてください。

○（教育）近藤主幹

読み上げます。建設費については、参画予定企業からは平方メートル単価91万円から115万円、その他企業からは平方メートル単価90万円から110万円といった数字が具体的に示された。今回、予定価格に用いた平方メートル当たりの建築単価が77.4万円であることから、事業費に乖離が見られた。今回、本市では信頼性を重視し、国土交

通省が公表する公的指数を用いて年度補正や地域補正を行った上で単価を設定したものであるが、この公的指数と実際の市場価格に乖離が生じていることが考えられる。

○松岩委員

ヒアリング結果の建築単価に換算して、仮に現行計画のまま事業を実施するとした場合、事業費は幾らになるのか、お聞かせください。

また、令和4年2月時点では57.7億円、令和7年1月の入札予定価格は91.67億円となっていますので、それぞれの何倍になるのかもお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

今回、事業者から示された希望単価は幅がありましたが、一番低かった単価は平方メートル当たり90万円です。これで計算しますと、事業費がおよそ105億円です。これは当初の57.7億円のおよそ1.8倍、入札価格の91.67億円の1.1倍になります。

また、参考までに、一番高く示された単価の115万円で計算しますと、事業費はおよそ130億円になります。そうしますと、57.7億円のおよそ2.2倍、91.67億円のおよそ1.4倍という形になります。

○松岩委員

信頼性を重視し、国土交通省が公表する公的数を用いて云々かんぬんという表記があるのですけれども、この信頼性とは何なのかをお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

我々が試算に用いた指数は、国土交通省が発表する建設工事費デフレーターという指数になります。つまり、国土交通省ですから、公の機関が公表している数値という意味で信頼性が高いと考えました。

○松岩委員

国土交通省が公表する価格は信頼性が高い、でも結果、蓋を開けてみたら価格がすごく乖離していたというのは、何に対しての信頼なのかがいまいち分からないのです。

これは建設関係では当たり前なのか、市民感覚からするとよく分からない部分なののですけれども、もう少しお聞かせいただけますか。

○（教育）近藤主幹

国土交通省のデフレーターという数字は、長い間、こういった試算をする際に地方自治体が使ってきた実績のある数値でございます。それ以外にも、最近、民間のコンサル会社などで独自に指数などを出しているのですが、もともとは、いろいろな自治体はデフレターの数字をよりどころにずっと使って建築費の予定価格等をつくってきたといった実績のある数字でございます。

○松岩委員

次に、今回、公的指数と実際の市場価格に乖離が生じたことが考えられるということなののですけれども、市教委としては91.67億円で、確実にどこかの企業が入札に手を挙げていただけるだろうと考えていたのかをお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

官民連携事業ということで、今回の入札では事業者と対話することが認められておりまして、ずっとこの事業に興味を示していただいている事業者が実際におりました。そういった意味で、我々は対話を通して入札は成立すると考えて進めておりました。

ただ、実際は入札ですので、100%成立するということはありません。そういった意味では、不落、不調といった可能性は、全くなかったわけではないと考えてございます。

○松岩委員

結果的には大きく乖離したところで、低くても13億円程度、高ければ40億円程度の事業費が足りなかったのではないかという話になるわけです。アドバイザー契約をしている業者などと協議したり、業者の方とも事前に協議できたということなのですが、国土交通省のデフレーターではなくて、市場価格に基づいた試算をするなどというところで、事業費がもう少し必要なのではないかということを見えなかったのが気になります。

小樽市では、過去に小樽市立病院の例もありましたので、そういったことについて見えなかったのが疑問なのですけれども、お考えをお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

市教委としましては、最近の他の公的類似施設の単価等を基に、市場価格に基づいた試算を実際にしております。そういった意味では問題ないと考えていたのですが、民間の世界では、もっと高額な建設費により取引がされているという実態がありました。これについては、我々としましては、実際の民間での取引状況は知るすべがないものですから、こういった形になったと考えてございます。

○松岩委員

今の答弁は納得できません。確かに市としては知るすべがないというのは分かります。私もこの価格が高いかどうかは素人なので全く分からないけれども、事業者と設計の話をしていく中で、普通、これでは造れないですとか、あと10億円、20億円、30億円足してもらわないと無理ですという話にならないのかと、一番お金の部分は大事と思うのです。

体育室を何個造るとかプールを造るなどよりも、事業費が幾らかかるかが一番大事と思うのですが、その辺の話は、市教委ではされなかったのですか。

○（教育）近藤主幹

幾ら許されていても、あまり金額でこうだという話は、なかなか事業者とできるものではないのです。ただ、対話の中では、当然我々は資金額を示していますので、それを見た感想としては、やりきれない数字ではないが我々にとっては楽な数字ではないとは聞いていたのですが、全然駄目だという印象を持ってございました。

○松岩委員

確かにあまり詳しくやり過ぎると談合みたいになってしまうのであれなのですが、ただ、これはかなり乖離しているので、全然話になっていないのではないかと思います。

財政部に確認したいのですが、財政部として、同じく91.67億円で、市として入札が成立すると考えていたのかというところと、市場価格との乖離などについて見えなかったのかをお聞かせください。

○（財政）財政課長

財政部としましては、小樽市新総合体育館整備事業につきましては、予算編成の際に専門性の高いコンサルタント事業者により積算されているものであったことを踏まえまして、要求額どおりに債務負担行為の設定等を行っておりまして、予算の計上としましては適切であったものと考えてございます。

○松岩委員

では、仮に現行計画のまま入札をすましてしましましょう。今の話だと、105億円程度から130億円程度の事業費が必要ということなのですが、そもそも本事業は、複数の地方債や補助金を活用することで、市の持ち出しは極めて少ないという説明もありました。これについてスケジュールの状況などはどのようになるのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

地方債や国庫補助の要望に関してだと思のですが、国庫補助の要望については、我々は令和8年度から国庫補助の導入を予定しておりましたので、今は前年度ということで、そろそろ要望に動く時期でございました。

ただ、現時点では、事業スケジュールが遅れることは確実となっておりますので、要望時期や申請時期の変更に

ついて、今後、速やかに国や北海道と調整が必要になってくると考えてございます。

○松岩委員

今回、建設費や人件費の高騰により入札不調となったわけです。仮にですけれども、91.67億円の予算範囲で小樽市新総合体育館を建設するというのであれば、議決が要らないこととなりますが、数十億円単位の予算削減が求められることとなります。なので、例えば、室内プールは計画から除外するとか、体育室の面積は大幅に減らして平家にするといった大きな計画変更が必要になると思います。

この事業費を圧縮するとした場合、検討委員会や、市民にパブリックコメントをもう一回取るのかとか、議会に対してどのように説明していくのか、議会議論をどのようにやっていくのかということで、また新たに時間とお金がかかってくると思うのです。次の入札をするまでにどのぐらいの期間が必要になると考えられるのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

最初にお断りしておきますが、現時点でアリーナ、サブアリーナ、プールといった小樽市新総合体育館で核となる施設を除外することは全く考えておりません。

ただ、仮に、大きな計画変更を行うことになれば、精査しないとはっきりした答えはできないのですが、少なくとも1年以上の検討期間が必要になるのではないかと考えてございます。

○松岩委員

今、メインアリーナ、サブアリーナ等の変更はしないということで、するとしても1年かかるということです。しないということで進めることとなりますが、どちらにしても、もう既に小樽市新総合体育館の建設予定が遅れると答弁いただいています。この後、市役所や市民会館などの老朽化した大型施設の再編も待っているわけですが、それらについての影響はいかがでしょうか。

○（財政）西本主幹

小樽市中長期財政収支計画の視点からお答えさせていただきたいと思いますが、当該計画におきましても、小樽市新総合体育館や市役所の新庁舎など大型の建設事業については、建設時期が重ならないように平準化を図っておりますので、小樽市新総合体育館の建設が後ろ倒しになりますと、ほかの施設の改築、改修の実施時期が変更となるなどの影響が出てくるものと考えております。

○松岩委員

平準化の観点から後ろ倒しになってしまいます。

次に、事業費の回答結果を踏まえた市教委の考察の二つ目を読み上げてください。

○（教育）近藤主幹

読み上げます。複合施設であることの対応として、プール部分は設備工事費の割合が高いため、平方メートル当たり4.4万円ほど高く事業費を設定している。

○松岩委員

今回を実際の市場価格に当てはめると、プールの部分の平方メートル単価はまた上がることになると思いますが、プールの施設としての事業費はどのようになるのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

もちろん単価はプールのほうが高いことは確かなのですが、今回、アンケート調査を行った中では、プールとアリーナ部分を別で希望する単価を調査しておりませんで、小樽市新総合体育館全体としての単価を聞いているものです。

プール部分だけの単価で計算することはできないことから、ざっくりした計算にはなるのですが、プール部分の面積がおおよそ1,560平方メートルになります。ここに、仮に今回、事業者が希望してきた単価の中間ぐらいの平方メートル100万円を1,560平方メートルに掛けたら、おおよそ15億6,000万円が事業費になります。

○松岩委員

今の読み上げていただいた中で、4.4万円ほど高く事業費を設定しているということがあるのですが、これは何に対して当初4.4万円ほど高く設定したのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

プールは設備などが普通の体育館の部分よりも非常に多く単価がかかるものですから、体育館のアリーナや共用部分といった部分と比べて4.4万円ほど高く設定したということでございます。

○松岩委員

小樽市新総合体育館整備事業についての7ページの事業費の積算のところを見ているのですけれども、プール部分は平方メートル単価が69万9,000円になっていて、これより4.4万円ほど低い平方メートル単価となると、65万5,000円が体育館部分になり、ここが4.4万円の差ということではよろしいですか。

○（教育）近藤主幹

今、委員がおっしゃったとおりでございます。

○松岩委員

今、アリーナは廃止しないということだったのですけれども、仮にプールを廃止した場合の事業費の削減効果は、今おっしゃっていただいた15億6,000万円ぐらいという理解でよろしいのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

あくまで仮に、中間ぐらいの平方メートル100万円で掛けて計算すると、およそ15億6,000万円です。ちなみにですが、一番高い単価を希望してきた平方メートル115万円で計算しますと、およそ18億円という形になります。

○松岩委員

私はプールを廃止しろとここで言うつもりはありませんが、すごく単純な足し算、引き算ですけれども、プールをなくすとすると、総事業費を増やさなくても数字上は91億円ぐらいに収まるのかと思います。

私は計画策定時に、プールを新設せずに、今使っていませんのでウイングベイ小樽のスポーツジムのプール施設を活用してはどうかということを質問したことがありまして、当時はそちらの施設も老朽化していて、改修費用等を勘案すると新設したほうが良いという話をしていたような記憶があります。

ここまで小樽市新総合体育館の工事費が高騰していることだとか、当時はウイングベイ小樽を行政機能の一部として使っていませんでしたが、今は保健所などの機能も入っていることも考えると、この点はもう一度検討に値するのではないかと思うのですが、見解はいかがでしょうか。

○（教育）近藤主幹

ウイングベイ小樽のスポーツジムのプールの活用につきましては、既に建設から数十年たっておりまして、老朽化で大規模改修をしても最終的な耐久期間がそう遠くない将来に来ることもございまして、活用しないという結論が出ておりました。

それからさらに年数もたって、施設自体もさらに老朽化しておりますし、保健所などが移ったのですが、現時点ではそこの連携は特に思いつくところもございませんので、ウイングベイ小樽を活用しないという考えに変わりはありません。

○松岩委員

ここについては、今後の事業をどうするかというところで、庁内だったり、検討委員会が行われると思いますので、今のところ考えていないということですが、ぜひ一つの案として新たにお考えいただきたいと個人的には強く思います。

次に、私の個人的な意見だったり、私の周辺にいらっしゃる市民の方からの御意見なのですけれども、プールを廃止して、その部分に小樽市勤労青少年ホームや小樽市勤労女性センター、また会議室や和室や調理室などの文化

的な機能を盛り込んで、文武の総合的な施設として建設したほうが公共施設の再編と運動しない人も体育館を利用するという当初のコンセプトに当てはまるのではないかという考えを持っているのですけれども、見解をお願いします。

○（教育）近藤主幹

繰り返しになってしまうのですが、プールにつきましては、新総合体育館の健康施設という意味で、非常に重要な設備でありますので、今、これを切り離すことはまず考えていません。

小樽市勤労青少年ホーム等を新総合体育館に持ってくるという御提案もあったのですが、ただ、あそこは敷地の制約上、これ以上の施設を入れることは非常に難しいものですから、そういった機能を持ってくることは、事実上不可能と考えてございます。

○松岩委員

こちらについても会派の意見ではなく私の個人的な意見で、新総合体育館にプールを置かずにウイングベイ小樽のプールを活用してもらい、空いたところは何も造らないことによって建設費を圧縮するか、調理室や和室といった機能で文化的な機能を盛り込むのがいいのではないかということで、ぜひ検討いただけるとありがたいと思います。

それから、今回は、事業費を大幅に増大させないと建設できないことが分かったわけですが、そもそもこの施設は完成後80年使うということで、維持費も大きく増大していくことが予想されます。

特にプールについては、メンテナンス費用も高額にかかることがこれまでもいろいろ議論でございましたけれども、維持費についてはどのようにお考えでしょうか。

○（教育）近藤主幹

維持費の増大なのですが、人件費が上がっておりますので、維持費につきましても、今後、高騰していくことは想定されるのですが、今回の建設費が大きく上振れしたことと今後の維持費は直接リンクしているわけではないので、我々としては別問題として捉えているところでございます。

それから、メンテナンス費用につきましては、今もプール、体育館でそれぞれかかっておりまして、新総合体育館では、プールの部分などと分けずに新総合体育館の維持費ということで、我々としては特にそこを別な維持費とは捉えてなくて、全体の維持費として捉えているところでございます。

○松岩委員

次に、事業費の回答結果を踏まえた市教委の考察の三つ目を読み上げてください。

○（教育）近藤主幹

三つ目の考察を読み上げます。その他企業からも設備費が高騰している、あるいは設備業者がつかまらないなど同様な意見があり、サブコンでは選別受注の傾向が見られる。

○松岩委員

サブコンでは選別受注の傾向が見られるという言葉の意味の説明と、この影響の分析をお聞かせください。

○（教育）近藤主幹

サブコンは、先ほど主幹からも説明がありましたが、電気や配管といった設備を担う事業者のことを通称サブコンと呼びますが、今、こういった業種の方々が半導体工場やデータセンターの関係で、非常に多忙であり、言ってしまうと、高価な対価が支払われる事業を選んで受けるという状況になっています。

そうしますと、従来、我々が行っていた、例えば見積り合わせをして競争してもらおうといったことができない状況になっておりますので、必然的に、最終的には事業費に全部跳ね返ってきて、事業費が高額となるといった状況が今発生していると捉えてございます。

○松岩委員

事業費の回答結果を踏まえた市教委の考察の四つ目を読み上げてください。

○（教育）近藤主幹

読み上げます。実際に設計図書は確認していないが、予算面で厳しいことは当初から分かっていたため、過剰な設計はしていないと想像できる。これは、今回、仮に設計業者が設計した内容についての我々の考察でございます。

○松岩委員

当初から分かっていたという表現があるのですけれども、どういう意味でしょうか。

○（教育）近藤主幹

先ほど少し触れたのですが、当初といたしますか、この事業では事業者と対話しながら今まで進めてきています。その対話の中で、なかなか楽な数字ではないという意見がございましたので、そういった意味では、当然事業者も切り詰めた設計をしてきているものと想定しております。

○松岩委員

対話しながら進めていく中で、どうしてここまで乖離ができるのかというところがなかなかよく分からなくて、体育館だけで終わればいいのですけれども、今後、大型の公共施設の再編がある中でどうなのかというところは、後ほどお聞きします。

過剰な設計はしていないと想像できるとあるのですが、過剰な設計とはどういうことを指すのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

過剰な設計は、例を挙げれば、外壁に過剰な装飾をしてあるとか、凝った意匠の内装といったものを指しております。

○松岩委員

要は、できるだけシンプルな設計にしていたということですよ。結果的には、予算が合わなかったことになっているわけです。

次に、事業費の回答結果を踏まえた市教委の考察の最後、五つ目を読み上げてください。

○（教育）近藤主幹

読み上げます。各種競技への影響がない部分（器具庫・トレーニング室、観客室等）の縮小は検討可能と考える。

○松岩委員

各競技に影響がない部分の縮小は検討可能とあるのですけれども、新総合体育館は先ほどもお話ししたとおり、運動しない人にも利用してもらおうというコンセプトがありますので、こういった各競技に影響がない部分を縮小していくというのは、その計画の趣旨に反するのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（教育）近藤主幹

確かに計画に書いていることを変えること自体が計画の内容に反することにはなります。そういう意味では、安易に内容をいじることはできないと考えております。

ただ、それでも、あえて事業費を圧縮するために何かしなければいけないとなった場合に、影響の少ない場所ということで、その3か所を挙げさせていただきました。

○松岩委員

言うまでもないのですけれども、小樽市は年間約2,000人の人口減少に直面している中で、現行計画で行くとなるとおよそ105億円から130億円の事業規模になるようですが、大型投資、公共工事をやると、絶対に将来世代にツケを回すことになるのではないかと思っております。

財政に対する影響はどのようなものなのか、市教委と財政部でそれぞれどのように考えているのか、お聞かせください。

○（教育）近藤主幹

今回の新総合体育館の事業は非常に巨額の事業費になっておりますので、そういった意味では、財政の影響というのは当然あると、市教委としても考えております。

したがって、本事業の事業費につきましては、市の財政全体でさらに長期的な視点で考えるべき課題であるとと考えてございます。

○（財政）西本主幹

大型投資によりまして将来の財政を圧迫することへの財政部の見解についてなのですが、大型建設事業につきましては、主な財源となる起債額が増加することによって、将来に負担すべき公債費が大きくなっていきますので、事業規模が上がるほど将来の財政収支を圧迫するものと考えております。

そのため、事業の実施に当たりましては、補助金などの財源確保はもとより、施設の規模や整備手法なども十分に検討しながら、小樽市中長期財政収支計画に掲げる収支改善対策の取組を進めまして、後年度の財政負担を極力抑えていくための対応が必要であると考えております。

○松岩委員

国の補助金も元は税金ですから、小樽市の財布的にはあれなのでしょうけれども、そこについては慎重にぜひお考えいただきたいと思います。あおりを受けるのは私たち世代、私の子供や孫の世代ですから、そこはしっかりと今後の経緯を見守っていきたいと思います。

10ページのアドバイザー契約を結ぶ株式会社建設技術研究所とのヒアリング項目の項目5と回答を読み上げてください。

○（教育）近藤主幹

これは、市教委と今回アドバイザー契約を結んだコンサルとのやり取りです。市教委からの質問としては、最初から、道内の大型建設事業の影響等を加味することはできなかったのでしょうかといった質問に対しまして、コンサルタント会社の回答は、不調後は別であるが、弊社では信頼性の観点から、最初から公的指数以外のものを使用して事業費を算定する方法はリスクが大きく採用していないといった回答でございました。

○松岩委員

やはり価格が乖離してしまったことをずっとすごく不思議に思っていて、これまで質問しているわけなのです。公的指数以外のもの、今回で言う国土交通省のデフレーター以外のものを使用して事業費を算定する方法はリスクが大きくなるというのは、リスクはどういったものがあるのでしょうか。

○（教育）近藤主幹

先ほども少しお話したとおり、国土交通省が公表する数値のほかにも、民間企業のコンサルタント会社等が独自に調査で公表している数値は、世の中には公表されているのですが、安定性や信憑性といった観点から、若干リスクがあると、不安があるということで、今回のアドバイザー契約を結ぶコンサル会社としては、そういったものは使用していないといったことではございました。

○松岩委員

今のは、平たく言うと、例えばほかの数値を使ったときに、むしろ入札予定価格をもっと安くできたのに逆に余計に高く設定してしまう可能性があるということなのですか。

○（教育）近藤主幹

委員のおっしゃるとおりで、必要以上に高くなってしまって損失を与える可能性があるということではございます。

○松岩委員

結果的に公的指数を使った結果、市場価格と大きく乖離した事業費設定になったので入札不調になったということなのではけれども、ここまで長い年月の時間とお金をかけていろいろ議論をしてきたわけですから。

ここで入札が決まらなかったというのは、市にとっても損失がすごく大きかったのではないかと思うのですが、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）近藤主幹

結果的に、今回、入札が中止になったこともございまして、これまで多くの議論に御協力いただいた議員の皆さんをはじめ、市民の皆様に対して、非常に申し訳ないと考えているところでございます。

それから、結果として、スケジュールは大きく遅れることになりましたので、そういった意味では、新総合体育館を楽しみにしていた多くの市民の皆様にお心配をおかけすることになってしまったと考えてございます。

○松岩委員

私が今回のこの件ですごく問題と思っているのは、不調になったことより、やはり入札予定価格が市場価格と乖離した中で議論を進めていたことなのです。まず、令和4年度に57.7億円という数字が出ました。これは本体工事のみという話なのですが、そこから毎年のように試算が上がり、最終的には91億6,700万円で落ち着いたわけですが、これでも十分高くなったという印象を持っています。これは私に限らず、私の周りの市民も思っています。結果的には、先ほどの答弁でいうと105億円程度から130億円程度が必要ということで、当初から数えると1.数倍から2.何倍という価格になるということになっています。

令和4年の試算の頃から、入札予定価格は公的指数で決めてよかったのかもしれないけれども、必要以上に高い数字になってしまうかもしれないが、例えばほかの民間の数字だとかも併せて出していれば、こんなに高いのだったら反対という議員が多数派になっていたかもしれないし、造る方向の議論がもう少し慎重になっていたかもしれないと思っています。

正直に言って、私は、今回の新総合体育館やプールを造るのに、多くの市民が賛成していると肌感覚で感じてなくて、使わない人にとっては全く要らない施設ですから、なぜ要るのだという意見もたくさん寄せられますし、特にプールについては、入らない人にとっては要らない施設です。必要な人にとっては、必要な施設であるというところでは。

小樽市立病院のときと違うのは、小樽市立病院のときは、私は小樽市にいませんでしたので、議事録を読む範囲だったり、当時の関係者の方に聞く範囲では、やはり公的な病院というところで、多くの人にとっては必要なものになるというのがあったからまだよかったのでしょうかけれども、今回の新総合体育館はそうなのかと言われると、全然そうではないと思うのです。

市民の中には、市が建設を進めるために、意図的に安い金額を入札予定価格ということで算出して、議論が後に戻らないようにしたのではないかという意見も寄せられています。理念的なことはあまり言いたくないのですが、民主主義の欠点と言われると、意思決定に時間とお金がかかるというのがよく言われることです。本事業もこうやって長い年月と多額の費用をかけて準備をしていて、約91億円という数字が出て、あとお金が何十億円足りませんというところで、では何とかそれを出して建設しようという形で推し進められるのは、下手をすると市民からもっと明確な反対の意思が起きるかもしれませんし、そうなってくると私もそこまでのお金をかけて造るということに心から賛成できるかという非常に揺らいでくると思います。実際に工事が進められたとしても、先ほど、陸上競技場の工事費が上がったことによる議案が出ていましたけれども、また度々修正の中で予算が増えていったりということで、最終的に幾らになるのだろうかという心配もあります。

これまでの議会議論も全てやり直していかなければいけないのではないかと思うのですが、最終的に、小樽市としては今回の入札不調に関連して、今後、新総合体育館の事業をどうしていこうと考えているのか、改めて聞いて終わりにしたいと思います。

○（教育）近藤主幹

最初に事業費を意図的に安い金額で出したなどということではなくて、小樽市総合体育館長寿命化計画を策定する

当時は、どうやって計算しても事業費が100億円にならない状況でした。我々としましてはその時々で適切な事業費を計算してお示してきたと考えております。官民連携事業というところで試行錯誤な部分はあったのですが、事業費については適切な数字をその都度、示してきていると考えております。

今後につきましては、今、新総合体育館再入札検討委員会を設置して対応について協議しているところでございます。その後、対応が決まりましたら、当然、議員の皆様にも内容を再度議論していただくことになりまして、必要があれば再度議決という手続も取ることになります。

そういった意味で、今後も議会の皆様、市民の皆様の御理解を得ながら事業を進めてまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと思っております。

○副委員長

自民党の質疑を終結いたします。

委員長席を委員長と交代いたします。

○委員長

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

みらいに移します。

○小池委員

◎税控除見直しによる影響と対応について

税控除見直しによる影響と対応についてお聞きいたします。

国において、いわゆる年収の壁と言われている所得税の103万円の壁について見直しがありましたが、今後、個人住民税ではどのような影響があるのか、お聞きいたします。

まず、いわゆる103万円の壁とは、従来の給与所得控除55万円プラス基礎控除48万円で103万円を超えると所得税がかかるという基準でした。

これが2025年より見直しされるとのことですが、まず、給与所得控除と基礎控除とは何かお示してください。

○（財政）市民税課長

給与所得控除とは、会社員などの給与所得者が所得税額や個人住民税額を計算する際に受けられる制度でありまして、課税の対象となる給与収入額から一定の金額を差し引くことができます。

また、基礎控除とは、所得の種類にかかわらず、納税者本人の合計所得金額に応じて、総所得金額から差し引くことができる控除を言います。

○小池委員

では、今回、給与所得控除と基礎控除がどのように見直された、またはされるのか、所得税と個人住民税に分けてお示してください。

○（財政）市民税課長

所得税におきましては、令和7年分から給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に、基礎控除の最高額が48万円から58万円に引き上げられました。

個人住民税におきましては、令和7年中の収入に係る令和8年度個人住民税から給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられますが、基礎控除については変更はございません。

○小池委員

では、今回のような税控除の見直しなどは、どのような手段で把握されているものなのか、お聞かせください。

○（財政）市民税課長

例年であれば、12月に与党から税制改正大綱が発表されまして、その中で税制改正の基本的な考え方や具体的内容が示されております。

○小池委員

では、今回の見直しが本市の税収においてどのような影響があるか、考えられる点についてお聞きいたします。

まず、給与所得控除が引き上げられ、税負担が軽くなる人が増えると同時に、非課税の方が増える可能性があるのか、お聞かせください。

○（財政）市民税課長

給与所得控除の最低保障額が引き上げられますと、非課税基準も連動して上がりますことから、今まで課税だった方が非課税となる可能性はあるものと考えております。

○小池委員

今回の見直しで基礎控除、給与所得控除等の引上げによる課税所得金額が減るため、所得税、個人住民税の減収が見込まれます。

所得税は国税ですが、住民税は自治体の主要な自主財源の一つであり、給与所得控除の引上げによって、課税所得金額が減る人が増え、個人住民税の所得割額が減る人が増え、結果として、個人住民税収入が減少し、自治体の財政にとってはマイナス要因であると考えますが、見解をお示してください。

○（財政）市民税課長

今回の見直しにつきましては、給与所得控除の最低保障額の引上げでありますことから、対象範囲が限定されておまして、また、今まで就業調整をしていた方が引上げラインまで多く働くことも予想されますので、減収となる可能性はあるのですが、影響については限定的と考えております。

○小池委員

それはすごくよかったですと思います。

今回の見直しで就業調整を緩和できる一方で、扶養や社会保険との関係で混乱が生じる可能性もあり、市民からの質問や相談が増えるのではないかと考えます。現時点で、今回の見直しに関連した市民からの相談はあるのでしょうか。

○（財政）市民税課長

毎年、市民の方からは非課税基準についてのお問合せを多くいただいておりますが、今回の見直しに特化してというお問合せではないのですが、例年と同様に幾らまでの収入であれば非課税になるのかといった問合せは窓口でお受けしている状況でございます。

○小池委員

今回のように控除条件が変わることなど税制改正による行政側の負担についてですが、住民への説明や申告書類、システムの改修などが必要と考えますが、どのような対応をされているのか、お聞かせください。

○（財政）市民税課長

新たな税制改正につきましては、毎年あるものではございますので、広報おたる2月号または3月号で、その年の税制改正の主な内容を掲載しているほか、市のホームページにも毎年、改正点を掲載しまして、市民への周知に努めております。

また、課税となった方にお送りする毎年の納税通知書にも、その年の主な変更点を記載してお知らせしているところでございます。

また、申告書類やシステムの変更を伴うものにつきましては、早めの情報収集に努め、随時対応を行っているところでございます。

○小池委員

いろいろ周知していただくということで本当に助かっております。

これまで所得税や個人住民税がかからないように労働されていた、特に配偶者の方々はこれまで以上に働くことができ、それにより人手不足の解消にも寄与する可能性もあります。しかしながら、所得税や個人住民税がかからない範囲内で働いている方数名にお聞きしますと、会社からは特に何も言われていないということでした。

こういったことは、個人が自ら調べるべきことなのか、それとも企業側から知らせることなのか、個人の判断に任せられることとは思いますが、市として何か対策などは考えているのでしょうか。

○（財政）市民税課長

一部、先ほどの答弁の繰り返しになってしまうのですが、税制改正の内容につきましては、市民の皆さんの税額に関わる大事な情報と認識しておりますので、これからも折に触れ、小まめな情報発信を行っていきたいと考えてございます。

○小池委員

今後も国の動向を注視しながら市民生活への影響を把握していただき、対応していただければと思いますが、私もこの質問を作成するためにいろいろ調べましたが、なかなか複雑で難しく、今後、相談される方が多くなるような気もしております。

電話や窓口での職員の皆様の対応はできるだけ負担がないよう、また、市民へはできるだけ分かりやすく情報を届けることなど、早めの対応をお願いいたします。

◎官民連携、名義後援について

次に、官民連携と名義後援についてお聞きいたします。

私は、令和6年第2回定例会総務常任委員会において官民連携について質問いたしました。昨年度は総合政策部が新たに設置されたばかりではありましたが、その効果が計りにくい状況だったと思いますが、あれから1年以上がたちましたので、改めて質問いたします。

昨年同様の質問になりますが、改めて総合政策部に官民連携室を新設された目的についてお示してください。

○（総合政策）官民連携室木間主幹

昨年度、官民連携室が新設された目的ですが、社会情勢の変化に伴い、行政ニーズやそのニーズに伴う行政課題も複雑化している中で、その解決のため、民間活力を生かした取組を実施するに当たって、民間事業者などとのパイプ役として庁内横断的な調整を専門的に行うため、新設されたものでございます。

○小池委員

次に、官民連携室はプロジェクト、ふるさと納税、地域公共交通の三つに分かれていますが、そのうちプロジェクトとは具体的にどのような業務を行うのかと質問をいたしました。その答弁の中では、複数分野にまたがる取組など庁内の組織横断的な連携が必要な事案について、庁内外でのコミュニケーションを図りながら、課題の共有や相互理解を深めることも担当業務として考えているとのことでした。

では、これまでどのような組織横断的な連携が必要な取組があったのか、お聞かせください。

○（総合政策）官民連携室木間主幹

まず、民間事業者との包括連携協定に向けた調整が挙げられますが、昨年度は株式会社ケイセイシイと、また、今年度は8月にはイオン株式会社とそれぞれ包括連携協定の締結に向け、互いが有する資源を有効に活用し、継続的な協働を行うため、協定項目を決めていく際の庁内横断的な連携調整を行いました。

また、包括連携協定締結後につきましても、これは一例ですが、あいおいニッセイ同和損保保険株式会社から、昨年、本市に市民の交通安全に関する実証実験の提案をいただきまして、関係する複数の部署への協力依頼をはじめ、実証実験をスムーズに進めていくため、事業者との調整を行ったことなどが挙げられます。

○小池委員

昨年の段階では、他部署の職員の方々に総合政策部の特に官民連携室がどんな役割を担うのか聞いたところ、あまり理解されていない職員が多数いたことから、各部署に対しても周知する必要があるのではないかとこの質問をさせていただき、答弁では、庁内会議では示しているが官民連携室の業務であるとか立ち位置の周知に努めてまいりたいとのことでした。

では、これまでどのように周知されてきたのか、お聞かせください。

○（総合政策）官民連携室木間主幹

これまでも部長会議などを通じて、官民連携の必要性や役割、具体的な取組事例について周知を図ってまいりましたが、現在は複数の事業者から提案を受けており、各部と連携を図りながら事業者の提案の実現に向けた取組を進めておりまして、これらの取組の積み重ねが、官民連携の必要性や役割についての庁内周知につながるものと考えてございます。

○小池委員

前回は質問したのですけれども、官民連携において他都市の官民連携指針の事例を紹介いたしました。札幌市は、官民連携において、行政と民間事業者が連携して取り組む全ての手法に共通する基本的な考え方を整理することや、民間事業者との連携に意欲的に挑戦していくために必要な職員としての行動方針や判断基準を示すため札幌市官民連携指針を策定されておりまして、本市においても策定する必要性があるのではないかと質問をいたしました。答弁では、取組を進めていく中で、策定の必要性について判断してまいりたいとのことでした。

あれから1年がたちましたが、必要性について現状の見解をお聞かせください。

○（総合政策）官民連携室木間主幹

本市においては、現在事例を積み重ねている段階ではありますが、さらなる官民連携を進めるために庁内外における意識啓発や円滑なコミュニケーションを図る上で一定の効果が期待できることから、指針の策定の必要性については検討してまいりたいと思っております。

○小池委員

札幌市などの指針を見ると、すごく細かくいろいろなことが書いてあります。ぜひ作成に向けて検討していただきたいと思っております。

次に、名義後援についてなのですが、官民連携については、市長も力を入れていると思っておりますが、その中でイベントや大会等で小樽市や教育委員会の後援をいただき開催することがありますが、後援は基本的に名義後援でありますので要綱の中の定義にもあるように、事業の趣旨に賛同し、その開催を名義使用及び市民への周知の協力等により援助することとされています。

では、後援したイベントは、大きく分けるとスポーツや文化などが多いのかと思っております。そのほかにも後援しているイベント行事はあると考えますが、昨年だけで結構なので、年間でのかなりの大会やイベントの行事において後援しているのか、分野ごとにお聞かせください。

○（総務）秘書課長

各分野ごとの区分けは明確でございませませんが、秘書課で令和6年度に名義後援を承認した件数は、スポーツが28件、文化が59件、その他が58件の合計145件でございます。

○（教育）教育総務課長

教育委員会で令和6年度に名義後援を行った件数をお答えさせていただきます。

こちらは、市で名義後援をしているものと重複しているものも含んでおりまして、先ほどの答弁と同じく、分野ごとの分けが明確ではない部分もございませませんが、スポーツ関連が38件、文化の関連が95件、その他が78件の合計211件となっております。

○小池委員

意外と教育委員会のほうが多かったことにびっくりしました。

後援を承認している分野で分けると今言ったようにスポーツ、文化、芸術、福祉、教育、地域、市民活動など様々ですが、その中で市民活動についてお聞きいたします。

様々なイベントがある中で比較的大きいイベントもそうなのですが、そこまで大きくないイベントにおいても市民の方が大変御努力され、まちづくりの一環として活動されており、まちづくりの観点からも非常に重要と考えます。主催者側からすると、市や教育委員会の後援があることで信用力や安心感が増し、集客の増加にもつながることも考えられます。

では、どのように周知・協力をされているのか、市と教育委員会でそれぞれお聞かせください。

○（総務）秘書課長

先ほど委員の話の中にもありましたが、小樽市後援の承認等に関する要綱第2条によりまして、市民への周知の協力等としまして、主催者から周知等依頼があった際には、庁舎におけるポスターの掲示やチラシの設置を通じてイベントの周知を援助することとしており、これまでそれらを実施してきております。

○（教育）教育総務課長

教育委員会で名義後援を受けたものにつきましても、市同様、要綱に照らし合わせまして、主催者側から周知依頼があった際には、教育委員会で所管している施設等でのポスターの掲示、またチラシの配布等でイベントの周知等の援助をしているところでございます。

○小池委員

教育委員会にお聞きいたしますが、後援を承認していただいたイベントのチラシを学校に配ってもらいたく、学校にお願いに行った主催者の方からお聞きしたのですが、ほとんどの学校では快く引き受けていただき配っていただいたのですが、ある学校では、そういったチラシの配布のお願いが多くて配れるか分からないと言われたそうです。

後援を承認されたイベントのチラシでも配っていただくのは学校の判断になるのか、お聞かせください。

○（教育）教育総務課長

学校での配布物については、学校で判断されているものとなりますが、私ども教育委員会で後援の承認をしているものにつきましては、基本的には学校で配布していただいていると認識しておりまして、今、委員からお話のあったような事案があるということであれば、改めて学校には配布を行っていくように周知していきたいと考えております。

○小池委員

そういったことがあったというので、私もびっくりしたのですけれども、教育委員会から言っていただければ大変ありがたいと思います。

前回、周知について依頼があったからやるということではなく、行政側から何か協力できることはないかと、ポスターを貼れるがどうかみたいな声かけをしていただきたいという質問をしまして、その後、秘書課長からは声かけをしているとの御報告をいただき、協力体制という官民連携の視点からはすごくよいことだと思ったのです。

周知・協力において、SNSでの周知についてはどのようにお声がけをされているのか、お聞かせください。

○（総務）広報広聴課長

イベント等につきまして後援を受けた団体に限りませんが、広く皆様に御覧いただけるように、市のホームページ上で、小樽市公式SNS運用要綱というものを公開しております。同要綱第6条におきまして、小樽市公式SNSでは市政に関する情報を発信することとしております。

各部署で後援を承認したイベントにつきまして、広報広聴課が運営しているフェイスブックやエックスといった

ものへの掲載希望につきまして申し上げますと、各課が市政に関する情報と判断したものを広報広聴課へ投稿申請フォームで送信しまして、それを受けて、広報広聴課でSNSへの掲載をしているという事務の流れになっております。

○小池委員

市の公式SNSにおいては、各分野において様々な投稿がされており、多くの情報を知ることができ、大変有効と考えます。最近はずごくたくさん情報が入ってきて本当にいいと思うのです。ただ、後援を承認された市民活動のイベントについては、投稿をしているイベントもありますが、していないイベントもあるのです。

では、先ほど少し御説明がありましたけれども、市のフェイスブックなどのSNSでの周知活動については、何か基準というものはあるのか。また、どのようにすれば投稿できるのかなどをお聞かせいただきたいと思います。

○（総務）広報広聴課長

掲載の基準は、先ほど触れました運用要綱で定めております市政に関する情報であることが基準となっております。各課等が市政に関する情報と判断して、広報広聴課へ情報提供されたものが小樽市公式SNSへ掲載されております。

○小池委員

後援の申請は、基本的には秘書課、教育委員会は教育総務課で行っていると思いますが、各部署において申請があった後援については、秘書課において集約されているのか、お聞かせください。また、教育委員会のみの後援の場合は秘書課と共有されているのか、お聞かせください。

○（総務）秘書課長

各課の業務に直結する事業等につきましては、秘書課から担当課へ依頼、もしくは秘書課を通さず直接申請がされているものもあると認識しております。

また、今おっしゃる、教育委員会を含む一括しての共有は現在、実施しておりません。秘書課については、秘書課が承認した事業のみの把握となっております。

○小池委員

今は集約されていないということが分かりまして、されていない理由が分かればお聞かせください。

○（総務）秘書課長

繰り返しにもなりますが、小樽市後援の承認等に関する要綱の中で、申請・承認・周知という形での認識でございますので、そこまで一括しての共有はしていなかったと認識しております。

○小池委員

ちなみに、全ての申請を秘書課を通した申請にすることは可能なのでしょうか。

○（総務）秘書課長

現在、トータル的な件数などを把握できておりませんので、この場での御回答は控えさせていただきたいと思っております。

○小池委員

秘書課を必ず通れば件数が見えてきたり、どういうイベントなどに後援しているかを秘書課が把握できるのかと思ったので質問させていただきました。

名義後援をしていることこそ、私は官民連携の重要な証と考えます。また、もし後援をしているイベントに職員の方々が参加されていれば、主催者側としては大変うれしいことであり、コミュニケーションを図る上でも大切なことではないかと考えます。

ただ、現状では、市や教育委員会がどんなイベントに後援をしているのかが市民だけでなく職員も分からない状況かと思いますが、職員への周知はされているのでしょうか。

○（総務）秘書課長

先ほどの答弁と重複してしまいますが、秘書課から職員への周知は行っておりません。しかし、実際は各課から全庁的なメールで周知しているイベントや事業もあると認識してございます。

○小池委員

今回、官民連携ということで質問させていただいて、官民連携を強化するにおいては、後援を承認したイベント等を集約し、職員が把握することが私は重要と考えています。

先日の予算特別委員会で、おたる潮まつりの次の日にごみ拾い活動を行っているイベントについて少しお話をお聞きいただきましたが、観光振興室や清掃事業所には連絡や訪問をしていたので御存じでしたが、あえて、ごみ減量推進課の方にイベントについて御存じかを聞いてみると知らなかったようで、しかも関係ない態度を取られ、残念な思いをしました。私としては、ごみ拾い活動は、ごみ減量推進課と関係ないことはないと思うのですが、そもそも各部において共有していなければ、知らないことなので仕方がないのかもしれませんが。

私としては、先ほども言いましたが、職員が知っていることや参加することは官民連携において大変重要と考えますので、後援しているイベント、行事を集約し、できればホームページに記載すべきと考えますが、市と教育委員会それぞれ見解をお示しください。

○（総務）広報広聴課長

市のホームページにイベントを掲載することについてですが、市のホームページにはイベントカレンダーというものがございます。加えまして、今年度、小樽市官民連携事業として、地域情報ポータルサイトの「まいぶれ小樽」を運営する株式会社みなとまち情報社と連携協定を結びまして、市政情報「まいぶれ小樽」というプラットフォームでも掲載することとしております。イベントカレンダーや「まいぶれ小樽」の活用を各課等に推奨しておりますので、そういったものを通して、現在も市民の皆様へイベント情報の周知に努めております。

○（教育）教育総務課長

教育委員会につきましても、今、広報広聴課長からお話のあったとおり、市のホームページを活用する形になりますので、同じような方法で周知していくことになると考えております。

広報広聴課から、各課にそういうものへ投稿、掲載することを推奨されておりますので、教育委員会各課でもそういったものを行っていく形になると考えております。

○小池委員

北海道が後援している文化系のイベントにおいては、北海道のホームページで、各月ごとに一覧で見ることができ、また、札幌市においては、ホームページでスポーツ系の名義後援大会として、開催日時、大会名、会場、問合せ先などを一覧で見ることができます。

先ほども言いましたが、このように後援したイベントや行事を集約し周知することは、職員も把握できることや市民も知ることができ大変重要と考えます。

本市において、市が後援したイベント行事においても集約し、周知していただきたいと思いますが、その必要性について改めてお聞きいたします。

○（総務）秘書課長

今、委員のおっしゃいました北海道や札幌市のホームページを全て把握できてございませんが、北海道は対象事業によって申請から承認、公認、一覧の公表まではそれぞれ担当課が一括してやっているところでございました。

本市の申請方法とは異なってございますので、札幌市も含めまして、ほかの自治体の状況を含めて確認してまいりたいと考えてございます。

○小池委員

それでは、本市においても今年度は様々なイベント、行事が行われていることはとてもよいことだと思いますが、

いつ、どこで、どんなイベントをしているのか、なかなか分かりづらいのかと思います。

今は、インスタグラムなどでそういったイベント情報に特化したアカウントもあり、とても助かっていますが、本市の後援しているイベント行事においても、できるだけ周知、協力をしていただければ、さらなる官民連携の強化につながると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

今、質問した中で、まず、職員の方が小樽市や教育委員会が後援しているイベント等を知らないというのは、私は、それはもちろん知っていたほうが良いと思いますし、また、先ほど質問したとおり、昨年は秘書課の方に言われたら、ポスターを貼るではなくて、何か協力して、できることがないかと声がけをしていただければ大変ありがたいということで、その後はしているという連絡をいただいたので、よかったです。

ただ、SNSに関しては、レクの中でもお話ししていたのであれなのですが、後援申請を受け付ける部署の取扱いではないとか、広報広聴課の取扱いになってしまうので、主催者が後援の申請をして、その後に、周知の協力をしてもらうために、また広報広聴課に行かないといけないなどワンストップではないというのが一つの問題と思っています。せっかく後援を取っていただいた主催者の方にもっと協力するためには、後援依頼があって後援を承認したときに、こういったSNSでも周知できることを行政側からお声がけをして教えてあげることが重要だと思いますが、見解をお聞かせください。

○（総務）秘書課長

答弁させていただいた中で、小樽市後援の承認等に関する要綱の中で申請、承認、周知という形での私どもの考え方はあったのですが、今日いただいた声を市民の声として、先ほどの重複になりますけれども、まずはどういったことからできるかということで、他都市の情報などを収集していきたいと考えてございます。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時04分

再開 午後3時30分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○白川委員

◎小樽市新総合体育館について

小樽市新総合体育館整備事業についてお伺いしたいと思います。

本年1月9日に入札公告を行った小樽市新総合体育館整備事業の総合評価一般競争入札について、参加表明者がいなかったことにより中止となった旨の公表から、関係事業者へのアンケート及びヒアリング調査と検証結果が市議会に報告されました。

改めて、検証結果から、中止となった主な理由についてどのような点が挙げられるのか、御説明ください。

○（教育）木村主幹

中止となった主な理由でございますが、大きく3点に考えられると思っております。

まず一つ目は、公的指数と実際の市場価格との乖離があったこと。二つ目は、大型建設事業の影響などにより、道内の建設費が高騰したこと。三つ目は、ゼネコン各社が多忙であることや、本市の入札説明書に記載した参加資

格の要件が厳しかったことによる競争力が低下したことが主な不調要因と考えております。

○白川委員

今回挙げていただいた3点について、これからしっかりと議論されていかれると思うのですが、5月28日の市長の記者会見では、一つの目安として、例えば事業費を増額するという方法を選定した場合で9か月程度、規模縮小をするという方向性で進む場合は15か月程度のスケジュールの先送りの想定となること、そして、計画のゼロベースからの見直しにも言及されていました。

現時点の議論の進捗についてお聞かせいただけますか。

○（教育）木村主幹

現時点におきましての議論の経過でございますが、入札中止に至った検証について、新総合体育館再入札検討委員会を8月に2回開催いたしまして、先日、議会前に終えたところでございます。

今後につきましては、いろいろありますが課題を一つ一つ整理し、対応策を検討してまいりたいと考えてございます。

○白川委員

ここまでに至る中で、市議会からいろいろな提案がなされて、それでいいと思ったものは多分取り入れていただいていると思うのです。そういったものを全部含めてゼロベースになる可能性もあったりするものなのではないでしょうか。

○（教育）木村主幹

いろいろ御議論いただいて、我々が要求水準書という形で事業者が設計を行っていく上で参考となる指標になりますが、いろいろと記載してございます。基本的に、今後いろいろと検討していくことになるので、今、具体的に正確には申し上げられませんが、これまで皆様と議論した経過については尊重し、今後、進めていきたいと考えてございます。

○白川委員

できるだけ尊重していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、本年6月1日以降に着工する延べ床面積2,000平方メートル以上の施設について、国土交通省が建築物のバリアフリー基準を見直し、劇場や競技場、映画館など客席を備えた施設を対象に車椅子使用者用客席の一定数以上の設置を義務づけたのですが、本市で整備を予定している小樽市新総合体育館も対象となるのか、お聞かせください。対象となる場合に、車椅子使用者用客席、それから車椅子使用者用のトイレ設置や駐車場の設置についてどのようにお考えか、お聞かせください。

○（教育）木村主幹

本事業の予定面積でございますが、おおよそ1万平方メートルになりますので、バリアフリー法の適用を受ける建物になります。

市民の方々にお示しした要求水準書につきましては、本事業に当たって、以下に掲げる関連法令を遵守するよう明記しておりまして、その以下に掲げる関連法令の中に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が記述されておりますので、客席、トイレ、駐車場の数については、改正された法令にのっとり適切に設置されるものと考えてございます。

○白川委員

次に、国土交通省は今年中に建築基準法の施行規則を改正し、設計者側に対して、建築計画設計の段階で、車椅子使用者が観劇や観戦、観覧などをより楽しめるように専用客席の前の席の人が立ち上がっても視界が遮られないようサイトラインが確保できるか検証することを原則化することを方針としました。

これに先立って、5月30日には、サイトラインの具体的な検証方法を追記した建築設計標準を公開しましたが、小樽市新総合体育館については、車椅子使用者のサイトラインの確保はどのように考えられているのか、お聞かせ

いただけますでしょうか。

○（教育）木村主幹

要求水準書では、車椅子用を含む観客席、観覧席を2階に設置するとは明記されておりますが、サイトライン等の内容につきましては、具体的に規定はしてございません。

サイトラインの確保は、競技を楽しむ上で非常に重要な要素でありますので、今後、事業者が決まり、設計が始まった段階で、今御提案のありました建築設計標準といったものなどを参考に、視認性の確認を事業者と協議し、車椅子用観覧席の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○白川委員

次に、小樽市新総合体育館の要求水準書に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が記載されていることによって、バリアフリー基準に該当する方々も利用がしやすくなるという認識でよろしかったですか。私の考えとしては、要求水準書の中に、令和7年6月施行の新バリアフリー基準に適合することみたいな明示的な記載が必要ではないかと考えますが、現状のままでも問題ないという認識でよろしいでしょうか。

○（教育）木村主幹

要求水準書では、法令等の遵守規定の中に最新版の基準等についても適宜参照することとしておりますので、新バリアフリー基準を遵守することをあえて追記しなくても、新基準への適合性は担保されるものと考えておりますが、再入札を実施する際には、他の法律の規定も含めて対応してまいりたいと考えております。

○白川委員

先ほど少し触れたのですけれども、車椅子使用者用駐車場について伺います。車椅子使用者用駐車場について、1台区画分の幅と奥行きについてどのように考えておられるのか、お聞かせください。

○（教育）木村主幹

国土交通省のバリアフリー基準の規定に基づきまして、車椅子駐車場については、幅3.5メートル、奥行き5メートルとして要求水準書に明記しているところであります。

○白川委員

ここで一例を紹介したかったのですが、大阪府豊中市では、市役所の来庁者駐車場内に車椅子車両専用駐車場を設置しました。というのも、最近は車椅子をそのまま載せるワンボックスカーが普及しているとのことで、車を止めてバックドアを開け、スロープを使って車椅子で乗降できるようになっておりまして、乗降時の縦幅のスペースが必要となっているところです。豊中市役所はこれまでも車椅子利用者のための駐車場は既に設置されていたのですけれども、乗降のための十分なスペースがなくて利用者は駐車区画よりも少しはみ出して車を止めて車椅子を乗降している状況があったために往来するほかの車両の妨げになったり、接触事故の可能性が指摘されたりしていたということがありました。

このときの報道では、バリアフリー法上では、車椅子使用者用駐車場のスペースの基準が横幅3.5メートル以上とある一方で、縦幅の基準が明記されていないことがあったのです。これを受けて、我が党の豊中市議会議員が十分なスペースを備えた車椅子使用者用の駐車場の整備を提案して、それが実現しました。

今回、市役所庁舎の駐車場を例に挙げたのですけれども、小樽市新総合体育館についても同様の措置が必要と考えるのですが、奥行きの5メートルは、ワンボックスのハッチを開けて、そこからスロープを出して車椅子に乗降できるような長さで対応できているのかの確認も含めて、見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○（教育）木村主幹

今、お聞きいたしました大阪府豊中市の事例については承知しておりませんでしたが、こうした自治体は、近年の大型車の普及等を踏まえて独自に判断されたものと理解しております。今後は本市におきましても、同様な事例を調査しまして、必要性についても検討してまいりたいと考えております。

○白川委員

これについても、もし必要であれば、要求水準書にも記載が必要と考えるのですけれども、そのときは記載する方向という考え方でよろしいでしょうか。

○（教育）木村主幹

基本的に要求水準書に規定するか否かという部分になりますが、法に規定されている寸法の場合につきましては、明記の必要はないと考えますが、例えば法の基準を超えて本市として求めるという場合につきましては明記が必要であると考えております。

今後は、他都市の状況を調査した上で、まず必要性を検討し、要求水準書への記載方法についても適切に対応してまいりたいと考えております。

○白川委員

工期が遅れても、整備の骨格となる考え方である基本理念は変わらないと思いますので、この理念にしっかり基づいて、ユニバーサルデザインの配慮に不備がないように進めてもらうよう、よろしく願いいたします。

◎防災について

次に、防災についてお伺いしたいと思います。

代表質問では、自主防災組織の実効性の向上について、学校との連携、そして防災士や地域防災マスター養成にも活用できる防災活動支援のための補助金制度について具体的に検討していただきたいという質問に対しまして、防災活動支援のための補助金制度については、地域の防災力向上を図るためには防災士や地域防災マスター養成が有効であるものと認識しているため、地域で防災活動に活用できる補助金制度について他都市の状況を踏まえながら検討してまいりたいとの御答弁でございました。

人口減少が進む本市で、一昔前は災害が起こりづらい地域という認識があったと思うのですが、そこから年月もたちまして、気候の変動もある中で、災害が起こりづらいとは言えなくなっているというのが現状ではないかと考えております。

そういった状況の中で、これからは一人一人が防災を自分事に捉えて備えをしていく、また啓発していくことが重要になっていくと思いますので、学校との連携や、地区連合町会単位での自主防災組織の設置のさらなる促進等、あと積極的な活動に加えて地域で防災活動に活用できる補助金制度の検討について明言してくださったことは、市民の方も大変心強く感じておられるのではないかと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいところでございます。

ここで1点お伺いしたいのですけれども、第3回定例会が終われば、来年度の予算に向けてもろもろ動き出すと思うのですが、地域で防災活動に活用できる補助金制度については来年度に向けてどういう動きになるのか、見通しについてお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

現在、具体的な今後の見通しを申し上げることはできませんが、防災士や地域防災マスター養成が有効であるものと認識しておりますので、他都市の状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○白川委員

市民の方も期待されている部分があると思いますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

ここから防災DXに関連してお伺いします。令和4年6月に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた重点計画において、防災、そして健康、医療、介護と教育などをプラットフォーム整備に重点的に取り組む分野と位置づけて令和7年度までに実装することを目標としておりました。

これに基づいて、内閣府防災では、防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステムに集約して、共有することが可能となることを目指した共通基盤である防災デジタルプラットフォームを令和7年12月までに

構築完了することを目指しています。

令和5年度事業において災害対応機関が共有すべき特に重要な災害情報を災害対応基本共有情報、E E Iを定めるとともに、防災デジタルプラットフォームの中核を担う新総合防災情報システム（SOBO-WE B）を構築しました。令和6年4月より運用を開始したSOBO-WE Bは、各省庁、地方自治体等の約1,900機関が利用して、E E Iに基づき情報を集約するもので、内閣府の災害時情報集約支援チームに限らず、広域応援を行う機関も含めた災害対応機関における情報の利活用拡大を目指しております。

SOBO-WE Bは、災害情報を地理空間情報として共有するシステムで、災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握・推計して、災害情報を俯瞰的に捉えて、被害の全体像の把握を支援することを目的としていると。SOBO-WE Bでは、これまで国の機関しか利用できなかった旧システムの操作性や扱うデータ量を大幅に強化して、地方自治体や指定公共機関も利用できるようなったということです。

ここで伺いたかったのですけれども、小樽市の地域防災計画では、SOBO-WE Bの活用については特段触れられておりませんでした。北海道防災情報システムから避難情報の発令等を判断するための情報を収集することが記載されておりましたが、新総合防災情報システム、SOBO-WE Bと北海道防災情報システムの関係性について御説明いただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

SOBO-WE Bは、災害情報を地理空間情報として共有するため、令和6年4月に運用開始された国のシステムであり、本市は平成23年5月に運用開始され、既に道内の全市町村が加入している北海道防災情報システムを通じて、SOBO-WE Bに加入し、必要な災害情報を国や北海道などと共有しております。

○白川委員

SOBO-WE Bについては、北海道が窓口となって加入するものであって、直接小樽市がやり取りすることはないということですね。

そうしましたら、ここからは北海道防災情報システムについて何点か伺います。

北海道防災情報システムを活用することによって、災害対応へどのような効果が期待されるのか、御説明いただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市及び周辺地域に大規模な災害が発生した場合に、隣接市町村の状況等も含めた被害や対応の状況がリアルタイムで把握でき、本市として、周辺市町村等の状況を踏まえた、より総合的な判断ができるほか、北海道防災情報システムに接続された緊急速報メール、Lアラート、エックスなどにより、避難情報等の迅速な市民周知を図ることができるなどの効果が期待できるものと考えております。

○白川委員

ここで1点、確認だったのですけれども、Lアラート、エックスなどで市民周知ができるということで、北海道防災情報システムがそういったものを発信するということなんでしょうか。それとも、こういうことを発信してくださいと市に何か連絡が来る感じなんでしょうか。その仕組みについてお聞かせいただけますか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

避難指示等を入力するときに、選択項目の中にどこに接続をさせるというクリックするところがありまして、それをクリックすることによって、緊急速報メール、Lアラート、エックスなどでも同時に発信ができるというシステムになっております。

○白川委員

次に、北海道防災情報システムの設備の改修について伺いたいのですが、今後、予定している改修の内容と時期についてお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

北海道防災情報システムを運用するための通信基盤等を提供している北海道総合行政情報ネットワークにおいて、衛星無線設備を第三世代に混信するなどの整備が令和8年度から令和9年度にかけて実施される予定と、同システムを管理しております北海道からは聞いております。

○白川委員

令和8年度から令和9年度まで改修を行う間は、システムは普通に使うことは可能ということでした。

次に、北海道防災情報システムを運用している中で、メリットや課題についてお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

北海道防災情報システムのメリットにつきましては、先ほどの答弁でも触れましたが、大規模災害が発生した場合に、隣接市町村の状況等も含めた被害や対応の状況がリアルタイムで把握でき、本市として、周辺市町村の状況も踏まえた、より総合的な判断ができるほか、北海道防災情報システムに接続された緊急速報メール、Lアラート、エックスなどにより、避難情報等の迅速な市民周知を図ることができる点がメリットと考えております。

また、課題といたしましては、避難情報等の迅速な市民周知を図るため、担当の職員が平素の訓練等を通じて、システムの操作要領に習熟する必要があると考えております。

○白川委員

次に、北海道防災情報システムは、北海道全体というか、小樽市に限らず近隣の市町村も含めた部分で対応するということだったと思うのですが、小樽市のためのシステムみたいなものもあつたりするのでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

現時点で、本市として災害情報等を管理する固有のシステムは保有しておりません。

○白川委員

そうすると、今後、そういうシステムを導入するのか、見直しをお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室安藤主幹

本市として、災害情報等を管理する固有のシステムの整備に係る今後の見直しにつきましては、現在、既に整備されているSOBO-WE Bや北海道防災情報システムの活用を考えておりますので、現在のところ固有のシステムの整備は考えておりません。

○白川委員

私は代表質問で、能動的な情報収集体制の構築について聞いたのですが、これに対する御答弁が、災害に関する重要な情報を確実かつ迅速に取得するためには、関係機関との連携を密にしながら、あとSNSなど多様な情報収集の手段と体制を整備し、積極的な情報収集に努める必要があるものと考えておりますとありまして、そのほかに聞いた災害時に広く市民からSNSを通して迅速に情報を収集することについての御答弁に関しては、多様な手段を活用し情報収集を図ることは重要であり、市民の皆さんなどから迅速な情報収集ができる点として優れているものと認識しており、現状においても市の公式SNSへの投稿がある場合には参考としておりますと、情報収集については必要性を認識していただけていると思うのです。

今回の代表質問でも提案しましたが、やはり民間の柔軟性を生かして、SNSなどの非公式情報もしっかりと活用するため、速報性等視覚的な把握に優れているシステムとして、しっかりとファクトチェックも行うことができるAIリアルタイム防災・危機管理サービスであるSpectee Proを導入することが必要なのではないかと思うのですけれども、改めて見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○（総務）災害対策室北出主幹

代表質問で市長が答弁いたしましたが、SNSで収集した情報の重要性や情報の真偽をAIにより解析するシステムであり、災害対応の意思決定を行う際に有効であると考えておりますが、現在、導入している道内の自治体が

少なく情報が不足していることもありますので、今後、本市で有効性や費用対効果などについて検討してまいりたいと考えております。

○白川委員

決して安くはないものではあると思いますので、しっかり検討いただいて実行していただければと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

◎電子投票について

続いて、電子投票についてお伺いしたいと思います。

令和7年第1回定例会の一般質問で投票環境の整備について質問しましたが、その後の市民の方々からの反応が意外と多くて、引き続き聞いてほしいという要望もありまして、今回取り上げることとしました。

令和7年第1回定例会で電子投票を視野に入れた投票所の整備を検討してみてもとの質問に対しまして、電子投票にはメリットがある反面、システム的な不安定さや多額の費用から過去に電子投票をやめた自治体があり、近年システムの改善がなされてきているとはいえ、まだ実施する自治体が少ないものと認識しております。今後、全国的な傾向を注視するとともに、情報収集に努めてまいりたいと考えておりますとのことでした。

これまでに何か動き等はありませんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

情報収集についてですが、8月21日に日本で唯一、電子投票を実施している市の実施業者に選挙管理委員会へお越しいただきまして、デモンストレーションを見学し、詳しいお話を伺ったところでございます。

○白川委員

その中で、いろいろ細かい情報も伺っていたのではないかと思いますのですけれども、大阪府四條畷市で行った電子投票について出た課題に対して改善がされたことを受けて、本市での可能性について改めて伺いたいと思います。

電子投票のメリットとして、有権者にとっては、自分で書くことが困難な人にも容易に投票ができるという公平性、書き間違いなどによる無効票がなくなることで有権者の意思がしっかりと反映される正確性、それと、タッチ操作でスムーズに投票が行われるというストレスフリーであるという点の3点がメリットとして挙げられると思うのですが、見解をお聞かせいただけますか。

○選挙管理委員会事務局次長

実際に私がデモンストレーションを見学した感想としましては、非常に簡単に投票できるものであると思しました。ただ、市議会議員選挙など候補者が多人数となった場合に、1画面に表示できる候補者数に限りがあるため、投票したい候補者を選ぶ、画面上に表示させるのが大変そうであるとも感じたところでございます。

○白川委員

今の小樽市議会議員の定数が25名で、それ以上の候補者が出るとなれば、それだけ画面の切替えが必要になるという部分は、確かに理解できる部分ではあると思います。そういった部分も今後、改善していただければいいのかなとは思っています。

次に、電子投票をやることによって選挙管理委員会にとってのメリットがあれば、お聞かせいただけますか。

○選挙管理委員会事務局次長

電子投票を導入した際も投票所以外で投票する不在者投票などに紙の投票用紙が残ってしましますが、全体から見た割合は少ないため、一つ目に無効票が圧倒的に少なくなること、二つ目に確実に開票時間の短縮や開票従事者の削減が図れること、三つ目に投票箱が不要になったり、投票記載台が少なくて済むため資材運搬等の手間が省けたり、投票所のレイアウトに余裕が生じることなどのメリットがあるかと思っております。

○白川委員

私も今おっしゃっていただいたように、電子投票のいいところと思われる部分の一つには、開票時間の大幅な短

縮が当てはまると考えました。

例えば、令和5年に実施された前回の市議会議員選挙では、開票後の集計にどれくらいの時間を要したのか、お聞かせいただけますか。

○選挙管理委員会事務局次長

選挙管理委員会がデータとして持っている開票開始から票が確定するまでの時間で答弁させていただきますが、前回、令和5年の市議会議員選挙で2時間35分でした。

○白川委員

これはあくまでシミュレーションになるのですが、電子投票を使用することで1万票の集計が1台のパソコンの使用で約2分40秒で済むということだったのです。なので、深夜作業の削減とか、選挙管理委員会の職員の方々の負担軽減に貢献できるのではないかと考えるのですが、お考えをお聞かせください。

○選挙管理委員会事務局次長

先ほどの選挙管理委員会側のメリットとも重複してしまいますが、電子投票を導入した際には、開票時間の短縮、開票従事者の削減、負担軽減は確実に見込めるものと思っております。

○白川委員

次に、セキュリティーやシステム不具合等について、目に見えないデジタルだからこそ感じる不安を払拭しなければならないと思うのです。それについては投票用タブレットと、集計用PCはネットワークに接続しないので、ネットワーク経由での改ざんが心配ないと。それと投票所のタブレットは金属のケースに覆われているのでタブレットの端子経由での改ざんもできないと。さらに、専用のパソコンとアプリのみで集計が可能なので一度集計したデータは重複集計されない仕組みになっていると。

そのほかにもるもるあるのですが、こういった部分で信頼性があるものと考えているのですが、お考えをお聞かせください。

○選挙管理委員会事務局次長

先ほどの業者の方の話では、実際に電子投票を行った後もいろいろ改善が図られているとのことでした。しかし、いまだ全国で1市しか実施していない状況であります。御承知のように、選挙はやり直しが利かないものでありますので、今後の全国の導入状況を見ながら、信頼性などについて慎重に判断していきたいと考えております。

○白川委員

そこはしっかりと判断していただければと思うのですが、仮に導入できるとなったときに、費用については、特別交付税措置があると思うのです。仮に本市で電子投票を行うとした場合の特別交付税措置の金額についてお聞かせいただけますか。

○選挙管理委員会事務局次長

こちらについて、先ほどの業者から試算結果をいただいております、利用料として3,267万円かかるうち2,292万円が特別交付税措置されるとのことでした。

○白川委員

こういった形で特別交付税の措置もあって、本市の持ち出しという部分が大体3分の1に軽減されるという見方もできることを考えると、これからの将来的な部分を考えたら、やはりいつかは導入していくものなのだろうと考えます。

本来であれば、私の思いとしては、来年には市長選挙と市議会議員補欠選挙があるので、そこで試験的にやってみてはどうかとお話したかったのですが、先ほどの御答弁から察するに、すぐには厳しいのかという部分も感じ取れたので、ここに関してはしっかりと調査・研究していただいて、大丈夫となったときには導入していただきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いたします。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎小樽市公共施設長寿命化計画第1期計画期間前半の実施状況について

まず、報告の中にありました小樽市公共施設長寿命化計画第1期計画期間前半（令和3～7年度）の実施状況についてからお伺いします。

説明の中で、金額面からの実績は分かったのですが、実際に施設の件数面から進捗率は示せるのでしょうか。

○（財政）藤本主幹

第1期計画前半に実施を予定していた施設の件数から進捗状況を御説明いたします。

それぞれの実績について、建て替えは1件の計画に対してゼロ件、長寿命化改修は4件の計画に対し3件、改修は8件の計画に対し4件、除却は3件の計画に対し2件となっております、合計で16件の計画に対して9件の実績、進捗率は約56%となっております。

○佐々木委員

計画全体で38年ということですから、そのうちの5年が進んだわけですが、今の段階での市の評価は、どうなっていますか。

○（財政）藤本主幹

現時点での計画の進捗状況の評価につきましては、報告資料の1ページ、計画値と実績値の比較において実施状況の評価や要因等を整理したものを掲載しております。計画していた施設における整備の実績は約3分の2の進捗状況ですが、改修に当たって整理すべき新たな課題等が見つかり、予定どおりの整備時期に実施することを見送った施設があったことや、設備等の老朽度、緊急度が高まり、計画以外に優先して改修する必要が生じた施設があったことなど計画よりも事業を前倒して実施している施設もありまして、事業費ベースでは約20億円の増加となっておりますことから、計画は進捗していると認識しております。

○佐々木委員

「3 今後の取組」に、令和7年度中に第1期計画後半以降の整備方針の見直し検討を進めますとあります。

見直しのポイントになるのは、どういう点なのかをお聞きしたいのですが、当然事業費も入ると思いますし、また、対象施設の変更などもあるのか、お聞かせください。

○（財政）藤本主幹

第1期計画後半以降の整備方針の見直しに当たりましては、これまでの整備実績や社会情勢、財政状況等の変化により、改修や建て替えといった整備方針や次期事業費の修正などを想定しております。

なお、第1期計画前半の5年間に新たに建築された施設につきましては、計画への追加を予定しております。

○佐々木委員

現計画で予定していた以外の整備が今から予想されている施設もあるのでしょうか。

○（財政）藤本主幹

令和8年から12年度までの第1期計画の後半の整備につきましては、設備の老朽化に伴う改修や第2期計画以降

の整備を予定していた施設につきまして、第1期計画後半に前倒しで実施を検討する施設があり、現在事業費の平準化などの観点から調整を進めているところであります。

○佐々木委員

結構フレキシブルに行われるということだと思います。

ところで、本計画の推計事業費算出はどのような方法で行われていますか。

○（財政）藤本主幹

小樽市公共施設長寿命化計画の事業費の算出に当たりましては、主に同類施設の工事事例等から得られる単価を延べ床面積に乗じて算出しておりますが、改修や除却と計画していたものにつきましては、計画策定時に既に予定していた施設がありまして、その予定額を計上した場合もございます。

なお、同類施設の工事事例等から得られる単価の積算に当たりましては、単価の上昇傾向を反映するため、工事に関する物価指数である建築費指数を用いて補正を行うなどにより単価を設定しております。

○佐々木委員

いろいろとお聞きしましたが、結局やはり小樽市新総合体育館建設の際に使われた算出法と同じような仕組みと理解してよろしいかと思うのです。そうであれば、予想されるのは同様に実際の整備費用との大きな乖離がまた出てくるのではないかと。その結果、工期の遅れや予算の大幅な膨張など、ひいては市財政への影響が懸念されます。

そのことを踏まえてお聞きしますけれども、計画完了までの計画全体の見通しはどのように捉えているのかということ、施設や時期や費用面などの計画のロードマップが計画の最後に出ています、ロードマップに大きな影響はあるのでしょうか。

○（財政）藤本主幹

本計画は38年間という長期にわたる計画でございますので、現時点で計画完了までの計画全体の見通しについて申し上げることはできませんが、建築費の急激な高騰が続くなどの社会状況の変化は、少なからず施設の整備方針や時期、事業費などに影響があるものと考えております。

計画の推進に当たりましては、今後とも中長期財政収支計画などと連携を図り、後年度の財政負担を極力抑えてまいりたいと考えてございます。

○佐々木委員

おっしゃるように、なかなか社会情勢は長期的に見渡すのは大変ということですが、やはり的確な推計による市財政の計画的な運用というのも大事ですし、その一方で、市民ニーズに応じて施設整備に対応できる柔軟性というのもまた大事と思うのです。

その両立はすごく難しいとは思いますが、何とかよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎小・中学校のペーパーレス化とデジタル活用について

それでは、小・中学校のペーパーレス化とデジタル活用について伺います。

令和5年第1回定例会総務常任委員会での校務支援システムについての私の質問の中で、当時の教育総務課長が、私どもとしましては、可能な限り紙媒体をなくしたい。つまり、ペーパーレスを進めたいと答弁されております。その後2年以上が経過して、小・中学校でのペーパーレス化がどの程度進んだのかをお尋ねしようと思ひます。

まず、一般的に小・中学校でのペーパーレス化の効用はどういうものなのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

各小・中学校でのペーパーレス化でございますが、各小・中学校では、職員会議の資料や児童・生徒や保護者に配布する文書などをペーパーレス化しておりまして、印刷時間や帳合い時間、配布時間の縮減、また紙の使用量の削減などが行われております。

また、配布物をデータで配信することの効果といたしましては、即時に確実に保護者に配信できること、子供が

プリントを保護者に渡すのを忘れることがないこと、職員会議の時間の短縮、効率化が図られていると学校からは聞いております。

○佐々木委員

そうしたペーパーレス化の効用があるということですが、具体的なペーパーレス化は学校でどのように進められているのか、お聞かせください。

○（教育）教育総務課長

ペーパーレス化の進み方でございますが、学校に配備しております校務支援システムや、児童・生徒の一人一台端末による児童・生徒との連絡アプリの活用、それから令和6年度に導入した保護者との連絡アプリなどを活用して、ペーパーレス化を進めているということでございます。

○佐々木委員

そうしたデジタル活用の実際について少しお聞きしますが、今おっしゃられたようなアプリというものを含めて具体的にどのように使われているのでしょうか。ペーパーレス化と絡めて具体的に説明していただきたいと思えます。

○（教育）教育総務課長

活用といたしましては、校務支援システムの活用では、指導要録や児童・生徒の出席簿などが実際にペーパーレス化されております。

また、児童・生徒への案内などは一人一台端末を活用いたしまして、児童・生徒との連絡アプリで周知を行うこと。また、保護者へのお便りや案内などは保護者との連絡アプリでデータで配信いたしまして、ペーパーレス化を進めております。

また、保護者との連絡アプリの活用といたしましては、保護者からの連絡があった児童・生徒の欠席情報が直接校務支援システムに反映されることになっているため、朝の電話対応などがなくなり、業務が軽減されていると聞いているところでございます。

○佐々木委員

ペーパーレス化だけでなく、業務の軽減にもつながっていると伺いました。

現実的に、学校でのペーパーレス化は進んでいるという実感でしょうか。

○（教育）教育総務課長

学校でのペーパーレス化につきましては、先ほどもお話ししましたが、児童・生徒の一人一台端末の活用や、令和5年度の校務支援システム、令和6年度の保護者等との連絡アプリの全校導入などによりまして、進んでいるものと考えております。

また、学校からもペーパーレス化が進んでいるとお話を聞いているところでございます。

○佐々木委員

私もそういうふうには聞いているのですが、とは言いつつ、今おっしゃっていただいたものは、例えば学校での業務でこうしたデジタル活用、ペーパーレス化になじむものだし、導入が進んでいるものと思うのですけれども、逆にあまりなじまないで、やはり紙媒体で行われているものなどは押さえているのでしょうか。

○（教育）教育総務課長

ペーパーレス化が進んでいるものとしては、先ほども説明しておりますが、会議資料や児童・生徒や保護者への配布文書などになります。

また、まだ紙媒体で行っているものとしては、児童・生徒たちが各活動で使うものとして、ドリルやテストなどは実際に手で書くような活動ということで、まだ紙媒体で行われております。あと家庭環境調査票や進路希望の調査票など、保護者が実際に書いて提出していただくような書類、また、まだ署名などを求めている書類もございま

すので、そういったものはペーパーレス化が進んでいないものとなっております。

○佐々木委員

そうしたことも含めて、ペーパーレス化に向けての課題はどのように押さえていらっしゃいますか。

○（教育）教育総務課長

今、御説明させていただきました、家庭環境調査票や進路希望の調査票、また承諾書など、やはり保護者に書いていただくもの、また署名等をいただくといったものを今後どのような形で行っていくのがよいのかを考えていかなければならないというのが課題になってくるのかとは考えております。

また、先ほどあった子供たちが実際に書くことによって覚えるもの、ドリル、テストなどもございますので、こういったものもどのような形でペーパーレス化できるのか、このままやっていくのがよいのかも検討していかなければならないのかと考えております。

○佐々木委員

やはりセキュリティ対策の不備による情報漏えいとか、悪用リスクが心配されますし、制度設計、運用管理体制の強化をお願いします。

また、デジタルツールや校務支援システムの導入によって、肝腎なことは、やはり教員が子供と接する時間を少しでも増やす。そして、向き合うことで子供と直接触れ合うことなどを行える時間をきちんと確保できるようにお願いしたいと思います。

一方、最近の報道で見ると、デジタル教科書の本市での導入状況はどのようになっているか、お聞きします。

○（教育）学校教育支援室南主幹

本市でのデジタル教科書の導入状況につきましては、英語は小学校で17校、中学校12校の全校で導入しておりまして、小学校の算数は11校、中学校の数学は7校で導入しております。

また、実証研究事業といたしまして、小学校の国語で1校が導入されております。

○佐々木委員

本市でも導入がある程度行われているデジタル教科書ですが、報道で2030年度導入予定の次期学習指導要領についてです。今年2月に出された中央教育審議会の中間まとめ案によると、現在は紙の教科書の代替教材とされているデジタル教科書を紙と同様に検定や無償配布の対象となる正式な教科書に位置づける方針を決めたと。学習内容を紙とデジタルに分けて掲載するハイブリッド教科書も認め、紙、デジタル、ハイブリッドの3形態から各教育委員会が選択するという内容になっているのだそうです。

そこでお聞きしますが、選択する立場になるかもしれない現段階における市教委のデジタル教科書についてのお考えをお聞かせください。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

現時点における市教委の考えとしましては、今後の国の検討状況や方向性を確認し、慎重に判断する必要があるものと考えておりまして、導入に当たりましては、学校や児童・生徒の実態、個人情報や健康面への配慮など様々な観点から十分に検討してまいりたいと考えております。

○佐々木委員

デジタル教科書のいい面というのは、少しお聞きすると、例えば3Dで図形などを前後、左右から見られるなど、英語については、直接そこから音声が出て英語のリスニングができるとかというメリットが非常に大きいとも聞いております。

お話しさせてもらいたいのですが、先ほど教育総務課長もおっしゃっていただきましたけれども、昔は何度も繰り返し紙に書くことも漢字や英語のスペルを覚えるためにはすごく大事だったと思うのです。聞くところによると、

スウェーデンやフィンランドでは、デジタル教科書を紙媒体に戻す動きも今、出てきているということです。やはりデジタル化というのが子供の学びの質にどんな影響を与えるかは、まだ未知数な部分があるという状態です。

先ほど言っていただきましたように、やはり慎重にいろいろなことを取り入れつつ御判断いただきたいと思いますし、現場の小・中学校の教員方が子供たちと直接接して、本当にどういうものかというのかも考えていらっしゃると思うので、柔軟性を持って取り組んでほしいことをお願いいたします。

◎アイヌの歴史学習やチャシについて

アイヌの歴史学習やチャシについて伺います。

一般質問で、アイヌ遺骨返還について伺いました。その中で、返還埋葬で一段落した今、今後についてということで触れさせていただきましたが、アイヌの学習や、小樽市民の皆さんにもこれまでなじみがなかなかなかった先住のアイヌの皆さんの歴史が小樽市にもあったことについて、少しでも御理解いただきたいと思って今日はお話しさせていただきます。

アイヌの歴史や文化について、市民の皆さん、とりわけ子供たちに知ってもらう機会を増やしていけないかということで質問させていただきます。

市内小・中学校で、アイヌ民族の歴史、生活、文化を学ぶ、接する機会や、そのための資料などを紹介していただけますか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

アイヌ民族に関わる学習機関や資料等につきましては、市内の小学校の旅行的行事において、白老町の民族共生象徴空間、ウポポイを訪問し、アイヌ古式舞踊の鑑賞やアイヌ料理の試食など様々な体験プログラムを通じて、アイヌの伝統や暮らしに接する機会がございます。

また、小学校6年生の社会科、中学校の地理、歴史、公民の教科書などにおいて、アイヌの歴史や文化に関わる記述があるほか、本市においては、小学校社会科副読本「わたしたちの小樽」や教材「小樽の歴史」において、アイヌ民族に触れる内容が明記されております。

○佐々木委員

いろいろとやっていただいた中で、一応見させていただいて、特に副読本の「わたしたちの小樽」、それから「小樽の歴史」に大変分かりやすく書いてあったように思うのですが、それらはどのような内容でしょうか。概略を説明していただけますか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

小学校社会科副読本「わたしたちの小樽」では、コタンと呼ばれる村において、狩猟や漁などを行って食料を得たり、木の皮を剥いで糸を作り、機織り機で布を織って着物を作ったりするなどのアイヌ民族の生活ぶりが掲載されております。

教材「小樽の歴史」では、色内、手宮、朝里などの地名がアイヌ語に由来していること、狩猟や漁を通して採取したものが交易品として本州やサハリンへ輸送されていたことなどが学べるほか、北海道立文学館所蔵のアイヌ絵巻の絵の紹介を通して、家や衣服、踊りの様子や熊狩りなどのアイヌの人々の生活の様子が掲載されております。

○佐々木委員

それ以外のアイヌ民族について学ぶ機会や場所はありますか。

○（教育）総合博物館副館長

学校以外でお答えいたしますと、小樽市総合博物館の運河館に小規模ではございますが、本市のアイヌ文化についての常設展示がございます。

○佐々木委員

私もその常設展示を見せていただきましたけれども、その内容について、同じく説明していただければと思い

ます。

○（教育）総合博物館副館長

常設展示の内容につきましては、本市で採集されたアイヌ民具は極めて少数ですが、高島地区で採集された衣服、テタラペ、本市近郊で発見されたアイヌ民族の呪術具、鉞先、また市指定文化財である林家旧蔵アイヌ風俗画画稿は倭人の手によるものですが、後志地方の幕末期のアイヌ風俗を描いた絵画を所蔵しており、適宜展示を行ってまいります。

○佐々木委員

そうした小樽市総合博物館での常設展示を見られるわけですが、それ以外に、例えば特別展や特別講座などの催しはやっていますか。また、今後の予定等がありますか。

○（教育）総合博物館副館長

小樽市総合博物館が行った企画展といたしましては、平成28年に実施した「ゴールデンカムイ」の中の小樽展がございます。また、これに合わせてアイヌ刺しゅう講座、基礎会話などの講座も行っております。

ほかに当館が実施した事業といたしましては、令和7年に「アイヌ民族のふしぎな宝 『クワサキ』について」として、国内でも現存数の少ない当館所蔵のアイヌの呪術具である鉞先について講座を行いました。

また、公益財団法人アイヌ民族文化財団が主催するアイヌ工芸品展が当館を会場として数年ごとに開催されております。直近では、令和4年に「アトゥイ 海と奏でるアイヌ文化」といたしまして、当館学芸員も協力して実施しております。

また、今後の予定につきましては未定ですが、さきにお答えしたアイヌ工芸品店展などの事業にも積極的に協力していきたいと考えております。

○佐々木委員

同じく小樽市総合博物館についてですが、小・中学生が博物館に研修に出かけた際など、学芸員の方に案内とか、解説ガイドはお願いすることができるのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

小樽市総合博物館におきましては、常設展示を行っていることから、来館者の御希望により事前予約をいただいた上で、学芸員が本市のアイヌ文化の解説等を実施しております。

○佐々木委員

本来であれば、小樽市総合博物館に行つてというのが望ましいのですが、今、小学校も中学校も外に出てという機会の時間を取るのがなかなか難しくなっているものですから、逆に、小・中学校に所蔵品を持って行って、移動博物館といった事業は可能なのでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

当館の所蔵する資料につきましては、経年劣化が進行しており、館外へ持ち出すことは困難であることから、移動博物館のような事業は実施できませんが、アイヌ文化の専門家が体験用に作成した資料を持って学校訪問をする、公益財団法人アイヌ民族文化財団主催のアイヌ文化普及事業での派遣事業を御紹介することは可能でございます。

○佐々木委員

ぜひそういう機会が可能ということをご各学校にもお知らせいただきたいと思っております。

視点が変わるのでありますが、現存するアイヌ史跡はあまり残っていないということなのですが、小樽市においてはアイヌチャシがあると聞いています。

実際に現地へ行って、学習ができる機会は非常に貴重と思っておりますので伺いますが、まず、チャシとは何か説明をお願いします。

○（教育）生涯学習課長

チャシとは、アイヌ語で、とりですとか館、あるいは柵囲いというものを意味していると言われておりまして、また、戦闘に備えるとりですとか、祭祀の場、集会ですとか、監視の場という役割があったと言われております。

○佐々木委員

アイヌ民族の方々にとっては非常に大事な場所だったということだと思っておりますが、小樽市でチャシが確認、または推定されているところはどこでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

埋蔵文化財の包蔵地として登録されているものとして、張碓の張碓遺跡、望洋台1丁目の桜チャシ遺跡、塩谷1丁目のポンモイチャシの3か所がございます。

○佐々木委員

現状、それらのチャシはどのようになっているのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

桜チャシに当たる場所は望洋東公園内にありまして、チャシに関する表示などはございませんが、立ち入ることはできます。

また、張碓遺跡、ポンモイチャシにつきましては、保存はしておりますが公開はしておらず、地形的にも立ち入ることは困難なものと認識しております。

○佐々木委員

私も桜チャシには何度か行っているのですが、小高ただの景色のいい場所にしか思えず、昔は看板等があったらしいですが、もうなくなっています。

そうした市内チャシの調査は行われているのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

桜チャシと張碓遺跡については調査がなされたと記録があります。

報告されている主な調査としましては、桜チャシにつきましては、昭和52年に市教委が歩いて見るという踏査を行っております。最近では、令和3年に小樽市文化財審議会の川上委員に外観上の現地確認をしていただいております。

張碓遺跡につきましては、市教委で昭和33年、当時、北海道大学の名取武光氏、小樽桜陽高校教諭の峰山巖氏に依頼しまして、遺跡の調査を行う中で、チャシが存在することが判明したものです。

ポンモイチャシについては、公的な調査ではありませんが、小樽市内の郷土史研究者による地表面の確認調査が行われ、昭和40年に学会誌で報告をされております。

○佐々木委員

踏査で見るとということだったのですけれども、なぜここはチャシだというのが分かるのでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

チャシは、一般的には川沿いの三方険しい崖の上に造りまして、背後にごうを掘りまして、周囲と切り離された施設であるため、その痕跡がある箇所がチャシと認識されることとなりますが、実際には長年の木の成長ですとか、土砂が堆積することなどによりまして、現在、外見で認識するのは難しいものと考えます。

○佐々木委員

現在、朝里川遊歩道等整備事業が動き出しています。朝里川の両岸に散策路を造ろうということなのです。その中で、市民も参画して計画を立案中なのですが、一つの案として、朝里川沿いの自然や歴史遺産を巡って散策できるという案が出ていまして、河口地点には大平山のほこら、それから巨岩遺跡の奥の院などとともに、桜チャシもその中に入れて、そしてチャシから下流、朝里の海を見渡すことで、昔のアイヌの人たちの暮らしを子供たちに感

じてもらうことができたらということをお話し合っています。

そういう地域の方々の思いなどを何とか形にしたいと思って質問させていただいているのですが、まずは調査なくして活用もないだろうということで、先ほど踏査していただいたということですが、もっと詳しい調査みたいなことをお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

先ほども申し上げた小樽市文化財審議会の川上委員からも伺いましたが、チャシと判断するには、やはり掘削を行い、検出した遺物ですとか遺構、あとはトレンチなどによる調査により、地質の断面図がどのようになっているかなどを把握する必要があるということで、費用や時間がかかり、土地所有者等との協議も必要であります。

また、現状保存を第一とするという国の考え方がございますので、調査を行うことで、場合によっては遺跡を壊してしまうことも考えられ、現時点では調査を行うことは考えてございません。

○佐々木委員

言っていられることはよく分かるのですが、ただ、今のままでも例えば桜チャシは公園の一部ですから、あそこところにササが生い茂り、木が伸びて、そのままどんどん風化していくまになってしまうという状況を何とか食い止めて、保存するような方法を少しでも考えていただければという思いでお話をさせていただいております。

また、先ほどお話しした、朝里川遊歩道等整備事業と連動して、少しでも、例えばその場所の木を少し伐採して、景色や何かを見渡せるようにするという方式、また、少なくともここにあったことは分かっているわけですから、看板を立てていただくことを進めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○（教育）生涯学習課長

公園の整備をする中で、保存をというお話だったかと思いますが、例えば看板を立てることにつきまして、きちんとした看板を立てようとする、遺跡の中に構造物を造ろうとする、もし基礎など掘ることになれば、先ほどの考えとしては、現状を変えてしまうことになるので難しいのかと思います。例えば簡易的なもので掲示物を作るですとか整備するというのであれば、土地所有者や管理者の考えにもよる部分はあるかと思いますが、可能かとは思いますが、

○佐々木委員

ぜひそういうところまで含めて考えて、少しでも前に進めていただければということをお願いいたします。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○松井委員

◎議案第18号小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案についてお聞きします。

初めに、議案第18号をお聞きしますが、小樽市職員の勤務時間等に関する条例の改正条例案です。この改正内容に、仕事と育児との両立支援制度等の情報の提供や意向確認のための措置と書かれているのですが、具体的に何か変わったのでしょうか。

○（総務）職員課長

令和6年5月に育児・介護休業法が改正をされまして、令和7年10月から、民間事業者なのですけれども、仕事と育児の両立を支援するための休暇制度などの措置を講じて、それについての労働者への情報提供や利用の意向確認を行うことなどが義務づけられました。それに準じるような形で、国家公務員や私たちを含む地方公務員においても同じような措置を講じるというものになっております。

ただ、これまでも本市では、子育てハンドブックの配布などを通じまして、休暇ですとか、育児休業などの仕事と育児の両立支援に関する制度の周知に努めてまいりまして、制度の利用につきましても各所属長が意向確認を行ってきております。それが今回、条例上、義務として明文化されたものになりまして、義務化された周知とか意向確認を今後どう徹底していくかはありますが、基本的には実質的な対応というところでは大きく変わるものではないとは考えております。

○松井委員

◎議案第19号小樽市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案について

では、議案第19号の職員の育児休業等に関する条例等の改正条例案なのです。

国家公務員に準じて、部分休業の取得要件が緩和、拡充されたことによる改正ということなのですが、そもそも部分休業についてお示してください。

○（総務）職員課長

部分休業はいわゆる育児休業と対比されるものになると思うのですが、育児休業ですと、一定期間完全に休業して勤務しないこととなりますが、そうではなくて、勤務を継続しながら1日の勤務時間の一部を勤務しないという制度になっております。そういう意味で、まさに仕事と育児の両立を支援する制度の一つと言えると思います。

○松井委員

では、勤務しない時間の給与はどのようになるのでしょうか。

○（総務）職員課長

勤務しなかった時間の部分は無給になりますので、その分、月額給料から減額される形にはなります。

○松井委員

今回、部分休業が改正された目的は何でしょうか。

○（総務）職員課長

今申し上げたとおり、仕事と育児の両立を支援する制度の一つになりますが、職員の希望や事情に応じた、より柔軟な働き方を実現するためということで、従前からある1日2時間以内で取得できる部分休業に加えまして、新たな部分休業のパターンといいますか、選択肢を増やすという意味で、今回、地方公務員育児休業法が改正されたと考えております。

○松井委員

今までは1日に2時間を超えない範囲で部分休業を取得できたということなのですが、今回、改正された内容についてお示してください。

○（総務）職員課長

まず、今まであった1日2時間以内で取れる部分休業は勤務時間の始めか終わりに限り取得可能となっていたのですが、今回この取扱いが廃止されまして勤務時間の途中でも取得可能となったことがあります。

それともう一つ、今回新設された部分休業ですが、これが1年度につきまして、1日の勤務時間に10を乗じた時間で、正規職員であれば1年度間に77時間30分が上限になります。その時間を上限としまして、1日の勤務時間の2時間を超えて一部、もしくは1日の勤務時間の全部の休業が取得可能という制度になっております。

年度の最初に、もともとある部分休業か今回新設された部分休業か、いずれを取得するかというのを選択しまし

て、配偶者の入院などの子供の養育に著しい支障が生じるという事情がある場合には、年度途中で変更が可能ということになっております。

○松井委員

取得できる時間がより柔軟になって、選択しやすくなったということが分かりました。

部分休業をすることができない職員についての整理についてお聞かせください。

○（総務）職員課長

非常勤職員、本市で言う会計年度任用職員の扱いの部分になるのですが、これまでですと会計年度任用職員は勤務日の日数と勤務日ごとの勤務時間によって部分休業の取得が制限されている部分があります。具体的に言いますと、週3日以上または年121日以上、かつ1日6時間15分以上の勤務というのは、常勤職員でないと部分休業が取得できなかったのです。今回、新設された部分休業に関しては、1日の勤務時間についての要件がなくて、週3日以上または年121日以上勤務という条件を満たしていれば、取得可能となっております。

○松井委員

会計年度任用職員についても、今まで取得できなかった方々ができるようになったと、柔軟に取れるようになったということで、本当によかったと思います。

対象となる子供の範囲についてお聞かせください。

○（総務）職員課長

取得対象となる子供の範囲ですが、正規職員につきましては、今回10月1日の法改正の前から小学校就学の始期に達するまでの子となっております。

○松井委員

では、会計年度任用職員の子供の範囲についてはどうなのでしょう。

○（総務）職員課長

会計年度任用職員につきましては、これまでは3歳に達するまでの子となっていたのですが、今回の法改正によりまして、正職員と同じように小学校就学の始期に達するまでの子ということで拡大されたところでございます。

○松井委員

会計年度任用職員も正職員と同じ就学前までになり、広がったということで、これもよかったと思います。

令和7年第1回定例会でお聞きしたときに、職員の部分休業取得人数は令和4年度が12名で、令和5年度が13名、令和6年度はまだ途中段階だったと思うのですが15名というお答えがありました。

令和6年度は、最終的に何人になったのでしょうか。

○（総務）職員課長

令和6年度の人数は、令和7年3月途中時点の人数でも年度末に近かった時期ということもあったので、その後、増えていなくて、最終的にも15名で変わっておりません。

○松井委員

どちらにしても人数は増えています。やはり取得しやすい環境も進んでいるのかと思っています。

年々取得者が増えているという状況で取りやすくなったのだと思いますけれども、似たような制度で、育児短時間勤務制度があると思うのですが、これについてはどういったものであるのか。また、本市で利用者がいらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○（総務）職員課長

育児短時間勤務制度についてですが、平成19年の地方公務員の育児休業等に関する法律が改正された際に新設された制度でして、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、週の勤務時間を通常、正職員では38時間45分になりますが、この時間より週の勤務時間を短い時間とすることができるという制度となっております。

ただ、短くした場合の週の勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分の4パターンに法律上で既に決まっております、勤務時間の部分であまり自由度がないということがあるのと、かつ当然短時間勤務を選択したとすれば、その職員がいなくなった分の穴が空く時間帯があるのですが、その時間帯も非常に中途半端な時間になるものですから、その部分の代替のリンクをどう確保するかは非常に難しく、取得する本人、あるいは職場側双方にとって正直、あまり使いやすい制度ではないのかなというところもあります。部分休業でこれが一定程度カバーできるのではないかとということで、平成19年に導入はされたのですが、その時点で本市としては導入していないという状況なので、今まで利用者もいないという状況でございます。

○松井委員

今年度から、いろいろ育児と仕事の両立のためにという支援制度が拡充されていますけれども、今回の部分休業は、小学校入学前までが範囲ですが、小学校就学後に利用できる制度で拡充されたものがあれば示してください。

○（総務）職員課長

制度として、子供の病気やけがの場合などに取得できる子の看護休暇があるのですが、従前は対象となる子供が小学校就学の始期に達するまでとなっていたのですが、冒頭に申し上げた民間の育児・介護休業法の改正やそれに準じた国家公務員につきましては、今年4月から小学校3年生終了時までと拡大されています。

ただ、本市においては、ほかの道内10万人都市などの状況も踏まえまして、時期を前倒して、令和6年4月から、かつ国を上回る中学校就学の始期に達するまでということで、昨年4月度の時点で拡充しております。

それから、取得事由については今年4月からになりますが、子供の病気やけがの場合のほか、保育所の入園式、卒園式に出席する場合、小学校の入学式、卒業式に出席する場合、学校や保育所における感染症等による出席停止等の場合にも取得できるということで、取得事由の拡大もしております。

あと、会計年度任用職員にも子の看護休暇があるのですが、取得できる条件が、これまでは勤務日数などの関係で週3日以上または年121日以上勤務、かつ任用期間が6月以上または6月以上継続勤務している職員でないと取得できないとなっていたのですがこの部分が緩和されまして、今年4月からは6月以上という要件がなくなりまして、週3日以上または年121日以上勤務であれば、会計年度任用職員も取得できるようになっております。

○松井委員

会計年度任用職員の方についてもいろいろ拡充されているということで、いい方向に行っていると思いますし、子の看護休暇が、本市では、昨年から中学校就学前までということは小学校6年生まではオーケーであるということで、これもありがたいと思います。

仕事と子育ての両立がしやすい方向にいろいろと制度が変化してきていると。勤務管理もなかなか大変なことではあると思うのですが、やはり小さい子供がいても働きたいと思っている人が働き続けることができる環境を整えていくということは社会にとってもメリットになることで、今後もさらに進んでいくことも期待していますので、今後ともよろしく願いいたします。

◎小・中学校のプールについて

次に、小・中学校のプールについてお聞きしたいと思います。

市内の小・中学校に併設されているプールの全体の数、そして設置校を屋内と屋外別に示してください。

○（教育）施設管理課長

小・中学校に設置しているプールにつきましては、小学校が高島小学校、幸小学校、桂岡小学校の3校、中学校が長橋中学校、西陵中学校、向陽中学校の3校となっておりまして、小・中学校合わせて6校となっております。

そのうち、屋内プールが高島小学校の1校、高島小学校以外の5校につきましては屋外プールとなっております。

○松井委員

では、市内には小・中学校はどのくらいあるのか、その数と設置の割合が何%になるのか、お示してください。

○（教育）施設管理課長

市内の小・中学校の数とプールの設置割合についてですが、小・中学校は全29校で、プール設置割合が約20.7%となっております。

○松井委員

小樽市は市民が利用できるプールが少ないのですけれども、その市内6校のうち、市民も利用できると開放されているのは何校でしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

小・中学校のプールの地域開放の状況についてですが、高島小学校温水プールにつきましては、通年で開放しております。

夏季休業期間中には、向陽中学校、幸小学校、桂岡小学校のプールを市民に開放しております。

○松井委員

高島小学校が通年で、全部で4校ということは2校が開放されていないということだと思うのです。高島小学校温水プールということで、通年で利用できるのは市民にとっても貴重と思います。

プールの設置がされていない残り23校の水泳授業はどうしているのでしょうか。

○（教育）学校教育支援室南主幹

プールが設置されていない学校の水泳授業につきましては、小学校は路線バスや校外学習用のバスを利用しまして、プールが設置されている学校や民間施設に向向いて水泳授業を実施しております。

また、プールが設置されていない中学校につきましては、プールでの授業を実施していない学校もございますが、保健体育の授業において、水泳について座学で学習をしているというところではあります。

○松井委員

小学校は向向いて共同利用していて、中学校ではやっていないところもあり座学もあるとお聞きしました。

今、多くの学校校舎が老朽化している下で、プールも老朽化が進んでいると思うのですが、プールの補修計画についてはどうなっているのでしょうか。

○（教育）施設管理課長

プールについての補修計画は策定していないため、プールに破損や故障などがあった場合につきましては、随時修繕を行うことで対応してございます。

○松井委員

随時ということで、壊れたら直すということだと思うのです。

今年、長橋中学校でプールの老朽化で屋根が破れて、水泳事業が一部中止になったことを保護者の方からお聞きしました。その子供は小学校6年生だったということで、最後の水泳授業を特に楽しみにしていたのに中止になってしまったということで、とても子供が残念がっていたのだということをお聞きしました。

今年を含めて、この5年間で何らかの修理が必要となった件数についてお示してください。

○（教育）施設管理課長

過去5年間にプールに関して修繕を行った件数につきましては、令和2年度で18件、令和3年度で28件、令和4年度で40件、令和5年度で13件、令和6年度で10件となっております。

○松井委員

今、お聞きした件数の中には、軽い補修から、水泳事業を中止せざるを得ないような修理、屋根等の修理も含まれていると思うのです。ほかの学校でも授業が中止になったという話も聞いているのですが、この中で、授業が中

止になるような修理がどのくらいあったのかをお聞きしたかったのですが、学校に確認するために時間がかかるということですので、今日は聞きません。

2021年度のスポーツ庁の統計では、屋外プールの設置率は小学校で87%、中学校で65%ということで、3年前と比べて、それぞれ7%、8%減少しているということです。その背景に、やはりプールの老朽化があって、修繕に多額の費用がかかる、それで廃止を選ぶケースが増えているということなのです。水泳の経験が年々不足して、特に小学校の高学年から中学生にかけて泳げない子供が全国的に増加している現状もあるとされています。

では、学習指導要領で水泳学習の位置づけはどのようになっているのか、お聞かせください。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

学習指導要領におきまして、水泳は小学校の体育科、中学校の保健体育科に位置づけられております。

小学校1、2年生は水遊び、小学校3年生から6年生では水泳運動、中学校では水泳として明記されております。

また、指導計画の作成と内容の取扱いにおいては、適切な水泳場の確保が困難であるなど条件が整わない場合には水泳の内容を取り扱わないことができるとされております。その際には、水泳に関する心得を必ず取り上げること、さらに保健分野の応急手当との関連を図ることとされております。

○松井委員

今、学習指導要領についてお聞きしましたが、市教委としては水泳学習の必要性については、どのように認識していますでしょうか。

○（教育）学校教育支援室瀧口主幹

水泳の指導の必要性につきましては、学習指導要領の趣旨に基づき実施されるべきものであると考えております。その上で、本市の実態も踏まえながら、今後とも適切に指導していくことが必要であると認識しております。

○松井委員

私も学習指導要領を見てみました。小学校1、2年生では、次の事項を身につけることができるよう指導するというので、もぐる・浮く運動遊びでは、息を止めたり吐いたりしながら、いろいろなもぐり方や浮き方をすることとか、中学校1年生、2年生でも、クロールでは手と足の動き、呼吸のバランスをとり早く動くこととか、平泳ぎでは手と足の動き、呼吸のバランスを取り長く動くことなどいろいろ書かれています。

ただ、先ほどおっしゃったように、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを取り扱わないことができるということに対して、心得については必ず取り上げるとはなっているのですが、こういう潜り方とか長く浮くということを、中学校でプールがないところは座学でとおっしゃいましたが、座学でこういうことが身につくものなのかというのは、私としてはすごく疑問だと、無理だろうと思います。

札幌市では、96%の小学校にプールが設置されている状況があります。小樽市では、小学校では17校のうち3校ということで18%しか設置されていないと。もし老朽化で修理が必要になった場合は、市営プールがあれば市営プールで授業をするとも考えられると思うのですが、小樽市はありませんので、その間、水泳の授業ができないことになってしまいます。

道内人口5万人以上の市では、当たり前にある市営プールは小樽市と恵庭市だけではないのですけれども、恵庭市では全ての小学校にプールが設置されています。水泳教育の研究に取り組む専門家は、水泳は人が生きていく上で必要なライフスキルであるとして、義務教育で水泳授業が重要と語っています。

小樽市は、市民が水泳を楽しめる環境も不十分ですし、財政のことが問題になるのかもしれないのですけれども、水泳の必要性を考えれば、優先順位を見直して、プールの環境整備にも予算を充てるべきと思うのですが、いかがでしょうか。

○（教育）施設管理課長

学校におけるプールの環境整備についてということで、現状で6校にあるわけですが、これまでも設備は、破損

や故障などがあつた場合につきましては、修繕などで迅速に対応してきているところでございます。

今後も、しっかりと今あるプール設備を使用できるよう適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○松井委員

ぜひお願いしたいと思うのですが、今年の夏も子供が海とか川で溺れて亡くなってしまうという痛ましい事故がありました。少しでも危険を回避できるように、また、水泳は一生楽しめる、障害者の方も楽しめるスポーツですので、市民が気軽に水泳に触れることができるように、市としては環境を整えていってほしいと願っています。

◎平和事業について

次に、平和事業についてです。

本市では、1982年に市議会での核兵器廃絶平和都市宣言をきっかけに、核兵器のない平和な世界の実現、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えていくという目的で、毎年8月に平和事業が行われています。

今年の平和事業の内容についてお聞かせください。

○（総務）総務課長

平和事業の内容についてでございますが、原爆ポスター展、平和首長会議原爆ポスター展、図書館との共催で平和映画上映会、横断幕の掲示などもしております。また、これらの事業の中で核兵器禁止条約の早期締結を求める署名活動も行っております。さらに、今年度、戦後80年に当たりますので、平和派遣事業も実施いたしました。

○松井委員

では、今年度に行われた戦後80年平和派遣事業の内容についてお聞かせください。

○（総務）総務課長

8月4日から6日の3日間で、市内在住の中学生4名を広島県広島市で開催される平和記念式典へ派遣いたしました。

また、派遣報告会を8月17日に図書館視聴覚室において実施し、派遣された中学生4名に派遣を通じて学んだこと、感じたことを発表していただきました。

○松井委員

広島市でいろいろと経験されてきたと思うのですがけれども、今回、広島市で経験してきた中身、どういうことをしてきたのかをお聞かせください。

○（総務）総務課長

先ほど申し上げた平和記念式典の参加や被爆体験伝承者の講話を受けたほか、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館、広島平和記念資料館、平和記念公園、広島県竹原市の大久野島など、戦争と平和にまつわる施設を見学していただきました。

○松井委員

今回派遣された中学生が応募に当たって提出した作文が市役所の渡り廊下にも展示されていましたが、ホームページでも見ることができます。私も作文を読ませていただきました。作文には、平和を願うだけでなく、もっと知りたい、自分の目で確かめたい、ただ教科書や映像で知るだけでなく、その場でしか感じられないものを感じたい、そして多くの人に伝え、争いのない世界へつなげていきたいという本当に真っすぐな思いに私も感動し、大きく希望を感じました。

今回のような平和派遣事業の重要性について、市としてはどのように捉えていますか。

○（総務）総務課長

今回は中学生でしたけれども、若い世代に平和に関して実感を伴う体験をしていただくことは、大変重要であると認識しております。

○松井委員

大変重要だという御認識でした。

小樽市では、終戦50年から60年、70年、そして今年は80年ということで、これまで10年の節目の年に派遣事業が行われてきました。10年に1度の事業になりますが、札幌市、旭川市、函館市、北見市、苫小牧市などでは、青少年平和大使派遣事業などとして派遣事業が毎年行われています。

平和学習として、小樽市でも毎年派遣できるようにしてはいかがでしょうか。

○（総務）総務課長

今年度につきましても、周年行事で実施させていただいておりますので、通年化という考えはございません。

○松井委員

それでは、小樽市も加盟しています平和首長会議の被爆80周年記念総会が8月7日から10日にかけて長崎県長崎市で開催されています。そこでは、これまで被爆者が伝えてきた自身の体験、記憶、思いを風化させることなく次の世代に引き継ぎ、被爆の実相を伝える活動を世界で実施していくというナガサキアピールが議決されています。

今回の派遣事業では、先ほどお聞きした中で、被爆体験伝承者による講話を聞くという機会もあったようなのですけれども、派遣された生徒たちはいろいろなものを感じて帰ってきたのではないかと思います。この被爆体験伝承者のお話を聞いた生徒の感想などを聞いていただければお聞かせください。

○（総務）総務課長

報告会で聞かせていただいたのですが、参加した中学生は、非常に心に迫るものがあり、言葉の重みで涙が止まらなくなったといった感想を述べられておりました。

○松井委員

被爆体験伝承者による講話は、小樽市であれば多くの子供たちや大人も聞くことができると思うのですが、被爆地の平和団体による無料で伝承者を派遣するという事業もあるようなのですけれども、小樽市に来てもらうという考えはありますか。

○（総務）総務課長

国立広島原爆死没者追悼平和祈念館ですが、被爆者の体験や平和の思いを次世代に語り継ぐために、被爆体験証言者や被爆体験伝承者を全国の学校や自治体に派遣する事業を行っている聞いております。

伝承者に市内の学校へ来ていただくことも一つの方法かと考えておりますので、教育委員会を通じて各学校に周知してまいりたいと思っております。

○松井委員

ぜひ実現できればいいと思います。

ところで、日本非核宣言自治体協議会という組織がありますが、こういった組織が分かれば示してください。

○（総務）総務課長

昭和59年に広島県府中町が設立し、核兵器廃絶などを求める決議等を行った自治体の集まりと聞いております。人材育成や自治体の平和活動の支援を行っているとは伺っております。

○松井委員

その団体はいろいろと取組を行われていまして、例えば親子記者で小学生とその保護者を長崎県に派遣して、平和祈念式典とか被爆者への取材などを行って、おやお記者新聞として発刊するということですか、平和教育を実践している大学生や被爆体験伝承者などの講師派遣など、いろいろ取組が行われていると思うのです。

道内でも、札幌市や函館市、旭川市、帯広市、北見市、苫小牧市、士別市、名寄市、富良野市、登別市、石狩市の11市と12町村、計23自治体が加入しているということなのですが、小樽市は加入していません。

平和教育の幅が広がると思うのですけれども、小樽市も加入してはいかがでしょうか。

○（総務）総務課長

小樽市としては既に平和首長会議に加入しているということと、日本非核宣言自治体協議会のホームページ等を拝見した限りでは、現在の本市の状況では、年間費がかかりますので、それに見合うメリットを考えると、なかなか難しいのかと考えておりますが、今後も情報収集には努めてまいりたいと思います。

○松井委員

前向きに検討していただければと思っておりますけれども、今おっしゃられた平和首長会議が今年8月9日に石破総理大臣宛てに、核兵器廃絶に向けた取組の推進についてという要請文を送っています。この要請文では、「来年には、NPT及び核兵器禁止条約の再検討会議の開催が予定されており、核兵器廃絶に向けた国際的な取組は極めて重要な局面を迎えます」として、「来年11月から開催予定の第1回核兵器禁止条約再検討会議に、まずはオブザーバー参加し、国際社会において、対話による外交努力により核兵器のない世界を実現するための推進力となっただけととも、一刻も早く核兵器禁止条約に署名・批准していただくよう強く要請いたします。」と送っていますが、小樽市もこの立場に違いはないのでしょうか。

○（総務）総務課長

この会議の個別の活動一つ一つというよりは、本市は昭和57年に市議会において、核兵器廃絶平和都市宣言がなされておりますし、これを契機に、市としても毎年、平和事業を行っております。

また、平成21年に平和首長会議に加盟しまして、現在も加盟しておりますので、そのこと自体が現在の市の立場であると考えております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時30分

再開 午後5時43分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○松井委員

日本共産党を代表して、議案第27号小樽市非核港湾条例案は可決、陳情第1号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方について、陳情第2号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第5号小樽市立小中学校給食費の無料化方については採択を求め、討論を行います。

議案第27号についてです。今、世界では、核抑止を安全保障戦略の柱に据える動きが拡大し、唯一の戦争被爆国である日本の政府もアメリカの核の傘に依存しています。アメリカが広島と長崎に原爆を投下して80年。今年の広島平和記念式典で、湯崎英彦広島県知事が、「もし核による抑止が、歴史が証明するようにいつか破られて核戦争になれば、人類も地球も再生不能な惨禍に見舞われます。概念としての国家は守るが、国土も国民も復興不能な結末が有りうる安全保障に、どんな意味があるのでしょうか。」と問いかけたように、日本政府は人類を危険にさらす核抑止論から決別し、核兵器廃絶の先頭に立つべきです。それを後押しするためにも、地方自治体と市民から核兵器をなくす運動を起こしていくことが必要です。小樽港の軍事利用、核兵器の持込みを許さず、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるためにも、今、本条例案の制定が求められます。

陳情第1号についてです。塩谷地域は、小樽市立病院や済生会小樽病院などに行くためには、乗り継ぎをしなけ

ればいけません。路線バスは減便続きでタクシーを利用せざるを得ない状況があるなど、経済的負担も大変です。保健所や小樽市総合福祉センターなどの公共施設もウイングベイ小樽に移転されたことで一層不便な状況になっています。ばるて築港線をせめて塩谷地区まで延伸してほしいという願意は妥当です。

陳情第2号についてです。塩谷小学校は自然に恵まれた環境を生かして、小規模校ならではの取組を地域と一緒にしている学校です。また、小樽市の指定避難所及び指定緊急避難場所として地域住民の安心・安全の拠点としての役割も果たしています。地域の住民は、地域のコミュニティーの核として重要な存在である塩谷小学校の再編そのものの計画を白紙に戻してほしいと強く要望しています。存続は必要と考えます。

陳情第5号についてです。生活諸物価高騰の中、食費や隠れ教育費に関わる子育て世代の経済的負担が増えています。子育て世帯を補助する施策が必要です。来年度から無償化を検討する国の動きがありますが、まずは自治体として、先行して子育て世帯を支援するべきと考えます。

以上、各会派の皆さんの賛同をお願いいたしまして、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第27号について、採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において、本件に対する可否を裁決いたします。

本件につきましては、委員長は否決と裁決いたします。

次に、陳情第1号、陳情第2号及び陳情第5号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。